

平成 30 年度

保健所・保健センター事業概要

さいたま市保健所

目 次

第1章 概況

1 人口	1
(1) 人口	1
(2) 人口動態総覧	2
2 沿革	3
3 組織	4
4 事務分掌	5
5 職員配置状況	6

第2章 総務・医務

1 「保健師人材育成プログラム」の活用	7
2 保健所等職員専門研修(Off-JT)	7
3 統計調査	8
(1) 人口動態調査	8
(2) 保健統計調査	8
4 学生実習及び臨床研修医の受入れ	9
(1) 保健所	9
(2) 保健センター	9
5 医務・医療監視	10
6 医療安全相談	11
7 衛生免許事務	11

第3章 母子保健

1 届出等	12
(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理	12
(2) 妊娠・出産包括支援センター事業	12
2 健康教育	13
(1) 出産前教室	13
(2) ふたご支援事業	14
(3) 育児学級	15
(4) 離乳食教室	15
(5) 親子教室	16
(6) むし歯予防教室	16

(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会	17
(8) 地区健康教育	18
(9) 思春期保健事業	19
3 健康相談	20
(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談	20
4 健康診査	21
(1) 妊婦健康診査	21
(2) 産婦健康診査	21
(3) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査	22
(4) 乳幼児健康診査未受診フォロー	23
(5) 精密健康診査	23
(6) 乳幼児発達健康診査	24
5 訪問指導	25
(1) 妊産婦・新生児訪問指導	25
(2) 産後ケア事業	26
(3) 母子訪問指導	26
6 専門相談	27
(1) 不妊治療支援	27
(2) 妊娠・出産の電話相談	28
(3) お母さんの心の健康相談	28
7 医療給付	29
(1) 未熟児養育医療給付	29
(2) 自立支援医療(育成医療)給付	29
(3) 結核児童療育医療給付	29
8 子ども虐待発生予防	30
(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業	30
(2) 子ども虐待予防のための相談	30
(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業	31
(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)	31
(5) お母さんの心の健康相談[再掲]	32
(6) ふれあい親子支援(MCG さいたま)	32
(7) 子ども虐待予防対応研修会	33
9 その他	34
(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給	34
(2) 新生児聴覚検査フォロー事業	34

(3) 先天性代謝異常等検査事業	34
(4) 通訳ボランティアの派遣	34
(5) 受胎調節実地指導員の指定申請	34
(6) 不妊治療支援	35
(7) 保健関係団体育成	35

第4章 健康づくり

1 健康手帳の交付	36
2 健康教育	36
(1) 集団健康教育	36
(2) 健康づくり教育	37
(3) 教室以外のイベント等	37
3 健康相談	38
(1) 重点健康相談・総合健康相談	38
(2) 健康づくり相談	38
4 健康診査	39
(1) 健康増進健康診査	39
(2) 女性のヘルスチェック	40
(3) B型・C型肝炎ウイルス検診	41
(4) 骨粗しょう症検診	42
(5) がん検診	43
(6) がん検診要精密検査未受診者対策	50
(7) 成人歯科健康診査	51
(8) 口腔機能健康診査	51
(9) 訪問歯科健康診査	52
5 訪問指導	52
6 栄養・食生活	54
(1) 栄養関係団体等育成支援	54
(2) 食生活改善推進員養成講座	55
(3) 食生活改善推進員育成支援	56
(4) 親子食育講座	56
(5) 食育推進情報交換会	56
(6) 給食施設等指導	57
(7) 国民健康・栄養調査	58
(8) 栄養関係相談・指導	58

7 歯科保健	59
(1) 歯科保健教室	59
(2) 歯科相談	59
(3) 訪問口腔衛生指導	59
8 特定保健指導	60
9 健康被害対策	61
(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握	61
(2) 石綿による健康被害相談等の受付	61
(3) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	61

第5章 難病及び原爆被害者対策

1 難病等医療費公費負担	62
(1) 指定難病医療給付事業	62
(2) 特定疾患等医療給付制度	62
(3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	62
(4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業	63
2 難病患者等支援	63
(1) 保健相談指導	63
(2) 患者会支援	64
(3) 医療講演会・交流会	64
(4) 医療従事者研修	65
3 原爆被害者対策	65

第6章 精神保健

1 精神保健相談	66
(1) 電話相談	66
(2) 来所面接	66
(3) 家庭訪問	67
(4) 関係機関との相談	67
(5) 電子メールによる相談(市民対象)	67
(6) 精神科救急情報センター	67
(7) 受診援助	68
(8) 事例検討会	69
(9) 医療観察法に基づく地域処遇	70
2 ソーシャルクラブ	70
(1) ソーシャルクラブ実施状況	70

(2) 精神科医による相談	70
3 家族教室	71
4 技術協力	71
5 普及・啓発活動	71
(1) さいたま市はあといきいきプロジェクト	71
(2) 講師派遣	72
6 市長同意	72

第7章 感染症・結核対策

1 予防接種	73
(1) 定期予防接種(A類疾病)	73
(2) 定期予防接種(B類疾病)	74
2 感染症対策	75
(1) 感染症発生届出	75
(2) 感染症診査協議会	75
(3) 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による) の集団発生に伴う対応	75
3 結核予防	76
(1) 結核検診(定期)	76
(2) 結核患者登録事務	76
(3) 結核医療費公費負担	77
(4) 結核相談	77
(5) 結核患者及び接触者健診	77
(6) 結核定期健康診断及び実施報告	78
(7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進	78
4 エイズ予防	78
(1) エイズ予防普及啓発活動	78
(2) エイズ相談	79
(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)	79
(4) 休日 HIV(エイズ)・性感染症検査	80
(5) エイズ対策推進協議会	80
5 風しん対策	80
6 肝炎治療特別促進事業	81
7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	81
8 健康教育	81

第8章 食品衛生

1 営業許可	82
2 監視指導	84
3 食品等の検査	85
4 違反・苦情の処理状況	86
5 食中毒統計	87
6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供	87
(1) 一日食品衛生監視員	87
(2) 衛生講習会	87

第9章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく 許可、監視指導	88
2 理容師法、美容師法、クリーニング業法 に基づく確認、監視指導	88
3 墓地等の許可及び指導	89
4 特定建築物の監視指導	89
5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導	90
6 健康で快適な住宅に関する相談 (シックハウス対策)	90
7 水道法・自家用水道条例に基づく 水道施設に対する監視指導	90
8 遊泳用プールの届出・監視指導	90

第10章 薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導	91
2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導	92
3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導	92
4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 に基づく試買検査	92
5 健康食品の試買検査	93
6 薬物乱用防止啓発事業	93

【資料編】各区別統計

1 人口動態総覧	94
(1) 出生の動向	94
(2) 死亡の動向	95
(3) 乳児死亡の動向	98
(4) 新生児死亡の動向	99
(5) 死産の動向	100
(6) 周産期死亡の動向	101
(7) 婚姻の動向	102
(8) 離婚の動向	102
2 食品衛生法による許可を要する施設数	
のうち飲食店の各区施設数	104
3 理容師法、美容師法、クリーニング業法	
に基づく施設数	105

第1章 概況

1 人口

(1) 人口（平成30年10月1日現在）

人口、世帯数、面積（区別）

	人口（人）			世帯数	面積 （平方 [＊] □）
	総数	男	女		
さいたま市	1,299,958	647,355	652,603	588,907	217.43
西 区	89,458	44,283	45,175	38,977	29.12
北 区	146,954	73,320	73,634	66,885	16.86
大宮区	117,263	58,229	59,034	56,215	12.80
見沼区	162,606	80,640	81,966	72,641	30.69
中央区	100,904	50,210	50,694	47,015	8.39
桜 区	95,974	48,685	47,289	45,258	18.64
浦和区	161,596	78,618	82,978	73,095	11.51
南 区	188,514	95,038	93,476	86,414	13.82
緑 区	124,574	61,749	62,825	52,531	26.44
岩槻区	112,115	56,583	55,532	49,876	49.17

年齢3区分別人口、構成割合

	総数	男	女
総 数	1,299,958	647,355	652,603
年少人口 （0～14歳）	171,842 13.2%	88,318 13.6%	83,524 12.8%
生産年齢人口 （15～64歳）	831,130 63.9%	426,231 65.8%	404,899 62.0%
高齢人口 （65歳以上）	296,986 22.8%	132,806 20.5%	164,180 25.2%
平均年齢	44.01	42.91	45.10

	西 区			北 区			大宮区			見沼区			中央区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	89,458	44,283	45,175	146,954	73,320	73,634	117,263	58,229	59,034	162,606	80,640	81,966	100,904	50,210	50,694
年少人口 （0～14歳）	11,690 13.1%	5,965 13.5%	5,725 12.7%	19,956 13.6%	10,258 14.0%	9,698 13.2%	14,464 12.3%	7,338 12.6%	7,126 12.1%	20,677 12.7%	10,646 13.2%	10,031 12.2%	13,193 13.1%	6,881 13.7%	6,312 12.5%
生産年齢人口 （15～64歳）	53,617 59.9%	27,522 62.2%	26,095 57.8%	96,174 65.4%	49,280 67.2%	46,894 63.7%	76,384 65.1%	39,264 67.4%	37,120 62.9%	99,690 61.3%	51,026 63.3%	48,664 59.4%	66,658 66.1%	33,940 67.6%	32,718 64.5%
高齢人口 （65歳以上）	24,151 27.0%	10,796 24.4%	13,355 29.6%	30,824 21.0%	13,782 18.8%	17,042 23.1%	26,415 22.5%	11,627 20.0%	14,788 25.0%	42,239 26.0%	18,968 23.5%	23,271 28.4%	21,053 20.9%	9,389 18.7%	11,664 23.0%
平均年齢	45.43	44.33	46.52	43.29	42.25	44.32	44.23	43.00	45.45	45.45	44.26	46.62	43.25	42.08	44.41

	桜 区			浦和区			南 区			緑 区			岩槻区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	95,974	48,685	47,289	161,596	78,618	82,978	188,514	95,038	93,476	124,574	61,749	62,825	112,115	56,583	55,532
年少人口 （0～14歳）	11,732 12.2%	5,988 12.3%	5,744 12.1%	22,329 13.8%	11,387 14.5%	10,942 13.2%	25,784 13.7%	13,430 14.1%	12,354 13.2%	19,024 15.3%	9,687 15.7%	9,337 14.9%	12,993 11.6%	6,738 11.9%	6,255 11.3%
生産年齢人口 （15～64歳）	61,763 64.4%	32,513 66.8%	29,250 61.9%	106,034 65.6%	52,847 67.2%	53,187 64.1%	126,814 67.3%	65,569 69.0%	61,245 65.5%	78,535 63.0%	39,804 64.5%	38,731 61.6%	65,461 58.4%	34,466 60.9%	30,995 55.8%
高齢人口 （65歳以上）	22,479 23.4%	10,184 20.9%	12,295 26.0%	33,233 20.6%	14,384 18.3%	18,849 22.7%	35,916 19.1%	16,039 16.9%	19,877 21.3%	27,015 21.7%	12,258 19.9%	14,757 23.5%	33,661 30.0%	15,379 27.2%	18,282 32.9%
平均年齢	44.22	43.22	45.26	43.24	42.05	44.37	42.28	41.27	43.30	42.81	41.94	43.67	47.36	46.11	48.63

(2) 人口動態総覧 (平成 30 年 概数)

	出生	死亡	(再掲) 乳児 死亡	(再掲) 新生児 死亡	自然 増加	周産期死亡			死産			婚姻	離婚
						数	生後1週 未満の死亡	妊娠満22週 以後の死産	数	自然	人工		
全市	10,204	10,730	11	7	△ 526	25	2	23	182	80	102	6,662	1,955
西区	726	822	1	1	△ 96	2	1	1	17	6	11	467	165
北区	1,102	1,197	1	-	△ 95	4	-	4	29	14	15	810	218
大宮区	965	1,012	1	1	△ 47	1	-	1	18	4	14	685	181
見沼区	1,028	1,474	-	-	△ 446	2	-	2	20	8	12	665	255
中央区	845	778	-	-	67	3	-	3	14	7	7	574	131
桜区	674	770	-	-	△ 96	3	-	3	14	6	8	464	160
浦和区	1,362	1,202	1	1	160	2	-	2	20	11	9	864	173
南区	1,778	1,309	4	1	469	4	1	3	17	10	7	1,149	280
緑区	1,052	934	2	2	118	3	-	3	17	8	9	565	196
岩槻区	672	1,232	1	1	△ 560	1	-	1	16	6	10	419	196

- ・ 自然増加…出生数から死亡数を減じたもの
- ・ 乳児死亡…生後 1 年未満の死亡
- ・ 新生児死亡…生後 4 週 (28 日) 未満の死亡
- ・ 周産期死亡…妊娠満 22 週以後の死産に生後 1 週未満の死亡を加えたもの
- ・ 死産…妊娠満 12 週以後の死児の出産

合計特殊出生率 1.38 (平成 29 年 全市)

1 人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

2 沿革

平成13年5月1日に浦和市・大宮市・与野市が合併して誕生した「さいたま市」は、2年後の政令指定都市への移行を目指す都市機能の整備の一つとして、平成14年に「さいたま市保健所」を開設した。

また、さらなる地域保健の充実・向上を図るため、政令指定都市移行とともに各区に保健センターを設置した。

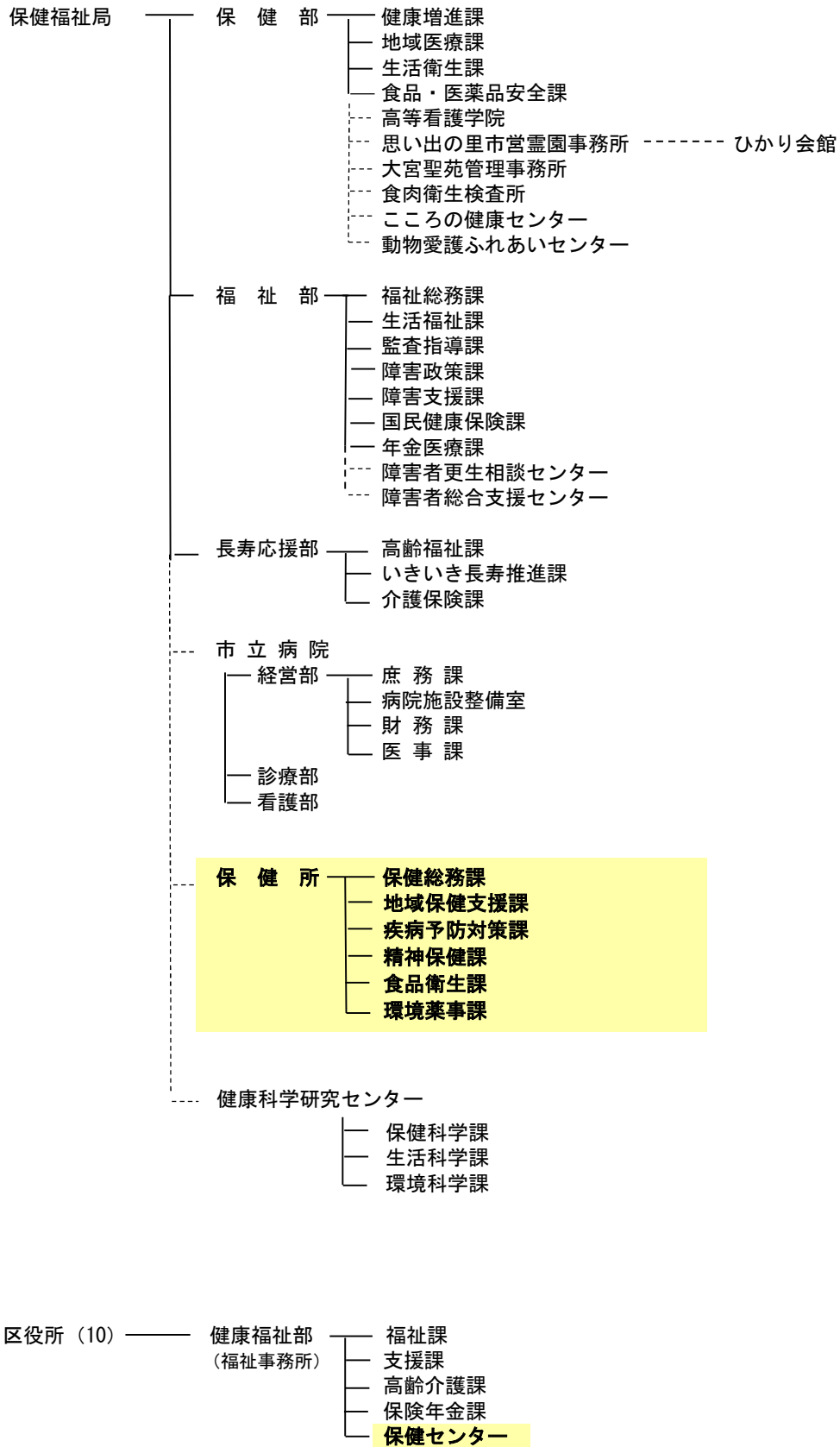
- | | | |
|--------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 平成12年 | 4月 | 浦和市・大宮市・与野市合併協議会発足 |
| 平成12年 | 6月 | 浦和市・大宮市・与野市保健所設置プロジェクト設置 |
| 平成12年 | 11月 | 3市長から埼玉県知事に「保健所設置に係る要望書」の提出 |
| 平成13年 | 2月 | 「さいたま市保健所設置基本計画」の策定 |
| 平成13年 | 5月 | 「さいたま市」発足
保健衛生部内に保健所準備室を設置 |
| 平成13年 | 9月 | 保健所政令市移行の閣議決定、地域保健法施行令改正 |
| 平成14年 | 4月 | 「さいたま市保健所」開設(さいたま市吉敷町1-124 埼玉県合同庁舎内) |
| 平成15年 | 4月 | 政令指定都市へ移行
行政区は9区とし各区に保健センターを設置、保健センター職員は保健所職員の身分を併せて有するとした |
| 平成17年 | 4月 | 岩槻市と合併 行政区は10区となり、1保健所10保健センター体制となる |
| 平成18年 | 4月 | 地域保健課精神保健担当を精神保健課に位置付ける
桜区に「動物愛護ふれあいセンター」(保健部)が開設され、動物愛護に関する業務が移管 |
| 平成19年 | 4月 | 中央区鈴谷7-5-12に新たに施設を整備し移転
「健康科学研究センター」との併設となる |
| 平成21年 | 4月 | 環境衛生課を分課し「食品衛生課」「環境薬事課」を設置
保健総務課内室「保健センター管理室」を地域保健課に移管
保健センターに「健康づくり係」を設置 |
| 平成22年 | 4月 | 地域保健課と保健センター管理室を統合・再編し「地域保健支援課」「疾病予防対策課」を設置 |



保健所

3 組織（保健福祉関係）

（平成30年4月1日現在）



4 事務分掌

(平成30年4月1日現在)

保健所

[保健総務課]

- ・地域保健に係る情報の収集、企画及び運営に関する事。
- ・職員の専門技術研修の企画及び実施に関する事。
- ・保健統計に関する事。
- ・衛生教育に関する事。
- ・医事に関する事。
- ・広聴に関する事。

[地域保健支援課]

- ・健康づくり事業に関する事。
- ・母子保健に関する事。
- ・親と子の健康支援に関する事。
- ・栄養の指導及び調査に関する事。
- ・歯科保健に関する事。

[疾病予防対策課]

- ・疾病対策に関する事。
- ・感染症に関する事。
- ・感染症診査協議会に関する事。
- ・未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療に係るものに限る。)、小児慢性特定疾病医療及び指定難病医療の給付に関する事。
- ・肝炎治療費助成及び被爆者に対する医療給付の申請の受付に関する事。

[精神保健課]

- ・精神保健に関する事。
- ・精神科救急情報センター事業に関する事。

[食品衛生課]

- ・食品衛生に関する事。

[環境薬事課]

- ・環境衛生に関する事。
- ・狂犬病の報告に関する事。
- ・薬事に関する事。
- ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可に関する事。

保健センター

- ・母子保健及び成人保健に関する事。
- ・歯科保健に関する事。
- ・精神保健に係る一次相談に関する事。
- ・栄養指導及び食生活改善に関する事。
- ・訪問指導に関する事。
- ・予防接種に係る相談に関する事。
- ・家族等のない精神障害者の医療保護入院の同意に関する事。
- ・保健所業務に係る申請の受付に関する事。
- ・国民健康保険の特定健康診査に係る特定保健指導に関する事。

5 職員配置状況

(平成30年4月1日現在)

【保健所】

	総数	保健所	保健 総務課	地域保健 支援課	疾病予防 対策課	精神 保健課	環境 薬事課	食品 衛生課	市場 監視係
総数	130 (5)	3	15	21 (3)	30 (1)	25 (1)	13	19	4
医師	2	1			1				
歯科医師	1 (1)			1 (1)					
獣医師	20						2	15	3
薬剤師	12						8	3	1
保健師	33	1	2	11	13	6			
看護師	2 (1)		1		1 (1)				
診療放射線技師	1				1				
臨床検査技師	1		1						
栄養士	2			2					
歯科衛生士	1			1					
精神保健福祉士	17					17			
食品衛生監視員	1							1	
事務職	36 (3)	1	10	6 (2)	14	2 (1)	3		
技術職	1		1						

※()内は再任用・非常勤職員数の再掲

【保健センター】

	総数	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
総数	157	12	17	15	20	13	15	17	17	15	16
保健師	122	9	13	12	16	9	11	13	14	12	13
栄養士	12	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1
歯科衛生士	9	1	1	1	1	1	1	1		1	1
事務職	14	1	2	1	1	2	1	2	2	1	1
技術職	1							1			

第2章 総務・医務

1 「保健師人材育成プログラム」の活用

「保健師人材育成プログラム(改訂版)」「地域保健従事者人材育成プログラム(精神保健福祉士編)」等に基づき、新任保健師・精神保健福祉士を対象に、3 か月ごとの Off-JT(集合研修)とOJT(職場内研修)、3 か月ごとの教育担当者会議による人材育成を行った。

2 保健所等職員専門研修 (Off-JT)

「保健師人材育成プログラム」等に基づき、保健所・保健センター等において専門業務に係わる職員の資質向上及び保健福祉の協働に資することを目的に、下記の研修を主催し実施した。平成 30 年度はキャリア別研修のほか、危機管理研修や、グループスーパービジョンによる個別支援能力向上の研修を行った。このほか、国や研修専門機関等が実施する主要な研修に職員を派遣している。

主 催 研 修 実 施 状 況

研修名	内 容・テーマ	講 師	対 象	参加者数
保健所・保健センター等新任職員研修	保健所・保健センター等業務説明	保健所長・各課長等の職員	保健所・保健センター等新規採用職員及び異動職員	53名
新任地域保健従事者・教育担当者研修	3か月ごとのテーマに基づく研修(地域保健活動の進め方、地域診断等) 8回 教育担当者研修 4回	保健総務課職員 庁内他部署職員 聖路加国際大学 助教 永井 智子 氏 NPO 法人 ジャパンマック 代表理事 岡崎 直人 氏	新規採用保健師・精神保健福祉士及び教育担当者	延271名
保健師キャリア別研修	「保健師活動指針ブラッシュアップ研修会」3回 さいたま市保健師活動指針に沿った保健活動の実践力向上に向けた思考プロセスを身につけるための講義及びグループワーク	元公益社団法人 日本看護協会 橋本 結花 氏	①管理期の保健師 ②中堅後期の保健師 ③保健師	延65名
伝達研修	「公衆衛生の専門職として活動するために～最新トピックスを共有しよう～」	庁内他部署職員	公衆衛生分野に従事する専門職等	18名
危機管理研修	①「WHO版 PFA(サイコロジカルファーストエイド)について」	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 行動医学研究部 災害等支援研究室 研究員 大沼 麻実 氏 葉山カウンセリングアカデミー 代表 尾崎 雅子 氏	保健師、精神保健福祉士等	20名
	②「大規模災害の被災地支援から学ぶ体制整備～今からできること、これから必要なこと～」	さいたま赤十字病院 高度救命救急センター 救急部長 田口 茂正 医師 平成 30 年 7 月豪雨(西日本豪雨) 災害被災地派遣職員	保健師等専門職及び関係部署行政職	34名
	③大規模災害被災時対応研修	保健所職員	保健所職員	30名
精神保健福祉士研修	グループスーパービジョン 3回 人材育成について 3回	聖学院大学 教授 助川 征雄 氏 NPO 法人 ジャパンマック 代表理事 岡崎 直人 氏	保健所・こころの健康センター・総合教育相談室等の精神保健福祉士	延130名

3 統計調査

(1) 人口動態調査（基幹統計）

人口動態は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、各届出書等から転記することによって調査している。保健所では、区民課で各届出書等から作成された調査票を審査、確認後、埼玉県へ送付している。

〈 根拠法令等 : 人口動態調査令 〉

人口動態調査票受付件数(平成30年1月～12月)

	出生票	婚姻票	離婚票	死亡票	死産票
総数	9,898	6,582	1,924	10,757	129
西区	748	443	157	824	0
北区	1,077	700	201	1,263	14
大宮区	951	916	228	1,093	17
見沼区	980	549	213	1,396	9
中央区	839	562	154	880	24
桜区	592	334	126	776	3
浦和区	1,284	986	177	1,223	26
南区	1,620	1,135	240	1,198	6
緑区	1,180	563	218	975	13
岩槻区	627	394	210	1,129	17

*上記件数は、さいたま市で作成した調査票の枚数であり、さいたま市の事象の数とは異なる。

(2) 保健統計調査

調査の名称・目的	調査時期	さいたま市内における対象
国民生活基礎調査 保健・医療・福祉・年金・所得等の国民生活の基礎的事項を把握する。	平成30年6月	平成27年国勢調査地区から層化無作為抽出した地区内の全ての世帯(11地区、636世帯)
医療施設動態調査 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握する。	届出の受理または処分をしたとき	医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設
医師・歯科医師・薬剤師の届出及び医療関係従事者の届出 医師・歯科医師・薬剤師及び医療関係従事者の従事の実態を把握する。	平成30年12月	医師法第6条第3項をはじめ、各資格に関する法令に基づく届出

4 学生実習及び臨床研修医の受入れ

保健所・保健センターでは専門職育成の目的で、「さいたま市学生実習受入れ要綱」に基づき学生を受け入れている。

また、保健所では「埼玉県医師臨床研修(地域保健)実施要綱」に基づく臨床研修医の受入れも行っている。

(1) 保健所

	団 体 名	実人員	延人員
看護学生等	埼玉県立大学	6	30
	目白大学	6	36
	人間総合科学大学	5	30
	早稲田医療技術専門学校	18	108
	埼玉県立常盤高等学校看護専攻科	76	76
	埼玉大学	24	24
臨床研修医	埼玉医科大学病院総合医療センター（医師）	1	5
	波多野歯科医院（歯科医師）	3	3
合計	8団体	139	312

(2) 保健センター

種 別	団 体 名	実人員	延人員
看護学生等	埼玉県立大学	10	60
	目白大学	6	42
	人間総合科学大学	3	24
	早稲田医療技術専門学校	15	105
	埼玉県立常盤高等学校看護専攻科	76	76
	大宮医師会看護専門学校	36	72
	さいたま赤十字看護専門学校	32	64
管理栄養士養成施設	女子栄養大学	7	70
	人間総合科学大学	4	20
	十文字学園女子大学	2	10
歯科衛生士養成施設	大宮歯科衛生士専門学校	38	38
合計	11団体	229	581

5 医務・医療監視

保健所では、市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務及び衛生検査所の登録・検査に関する事務並びに医療監視を行っている。

〈 根拠法令等：医療法第7条第1項、法第7条第2項、法第7条第3項、法第8条、法第8条の2第2項、法第9条第1項、法第9条第2項、法第12条第2項、法第15条第3項、法第18条ただし書き、法第25条第1項、法第27条、医療法施行令第3条の3、令第4条、令第4条の2第1項、令第4条の2第2項、歯科技工士法第21条第1項、法第21条第2項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項、法律第9条の2第2項、法律第9条の3、柔道整復師法第19条第1項、法第19条第2項、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項、法第20条の4第3項、法第20条の5 〉

申請・届出等受理件数及び医療監視実施件数

	（開設登録）可	（変更登録）許可	開設届出	変更届出	休止届出	再開届出	廃止届出	検査使用前の	許可届出その他	立入検査
総数	93	112	290	842	7	1	191	30	6	45
病院	0	86	1	18	0	0	1	30	0	39
診療所	84	23	116	362	3	0	99	0	6	4
歯科診療所	8	2	31	145	0	0	23	0	0	0
助産所	0	0	4	2	0	0	1	0	0	0
歯科技工所			3	2	0	0	5		0	0
施術所			135	306	4	1	62		0	0
衛生検査所	1	1		7	0	0	0		0	2

届出施設数及び病床数

（平成31年3月31日現在：休止を含む）

	施設数	病床数
病院（うち有床施設数）	39(39)	7,978
診療所（うち有床施設数）	958(31)	355
歯科診療所（うち有床施設数）	702(1)	5
助産所（うち入所施設数）	28(1)	3
歯科技工所	158	
施術所	1,642	
衛生検査所	7	

6 医療安全相談

患者・家族等と医療機関等の信頼関係の構築を支援するため、保健所に「医療安全相談窓口」を設置し、患者・家族等からの苦情や相談等へ対応、医療機関の案内を行っている。

〈 根拠法令等 : 医療法第6条の13、さいたま市医療安全支援センター設置要綱(H20年6月20日施行) 〉

相談方法別件数		相談種別件数		相談内容別件数	
電話	1,558	相談・質問	973	健康・病気	413
来庁	24	不信・苦情	627	医療内容	344
手紙	28	要望・提言	3	医療事故	66
その他	10	その他	17	対応・接遇	180
合計	1,620	合計	1,620	医療費	98
				カルテ開示等	48
				医療機関案内	338
				その他	133
				合計	1,620

7 衛生免許事務(埼玉県への経由事務)

保健所では、医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許及び調理師・准看護師等の知事免許の申請受付等の事務を行っている。

厚生労働大臣免許申請受付件数(平成31年3月31日現在)

	総数	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	薬剤師	管理栄養士
免許申請	1,052	70	18	58	8	396	24	60	88	36	14	169	111	
書換え	762	32	8	89	17	350	13	27	0	23	20	7	104	72
再交付	55	7	3	2	0	27	1	2	0	4	0	1	7	1
抹消	6	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
合計	1,875	111	31	149	25	773	38	90	0	115	56	22	281	184

県知事免許申請受付件数(平成31年3月31日現在)

	総数	栄養士	調理師	製菓衛生師	クリーニング師	准看護師	登録販売者	他県准看護師
免許申請	587	136	252	15	6	45	133	17
書換え	152	72	32	0	0	24	7	4
再交付	74	10	43	0	1	10	6	0
抹消	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	813	218	327	15	7	79	146	21

第3章 母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター(10区)体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

1 届出等

(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第16条、第18条、第22条 〉

母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数(低体重児届出の受理を含む)

	母子健康手帳 交付数 (部)	体重別の届出数						訪問希望の有無				
		5 999g	1,000g 5 1,499g	1,500g 5 1,999g	2,000g 5 2,499g	2,500g 5 3,999g	4,000g 5	計	有	無	計	
総 数	10,764	43	37	108	737	8,103	70	9,098	7,377	1,708	9,085	
内 訳	西 区	691	1	0	16	60	589	8	674	513	160	673
	北 区	1,138	1	6	10	78	871	5	971	767	203	970
	大宮区	1,242	3	3	9	67	782	7	871	681	190	871
	見沼区	955	10	2	12	67	820	8	919	743	175	918
	中央区	851	2	3	4	66	602	6	683	540	143	683
	桜 区	603	2	3	6	44	500	5	560	462	98	560
	浦和区	1,612	9	7	14	100	1,142	9	1,281	1,101	178	1,279
	南 区	1,848	10	8	18	123	1,422	8	1,589	1,337	247	1,584
	緑 区	1,199	2	2	11	93	865	9	982	799	182	981
	岩槻区	625	3	3	8	39	510	5	568	434	132	566

(2) 妊娠・出産包括支援センター事業

[妊娠・出産包括支援センター]

平成29年4月から妊娠・出産包括支援センターを10区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員(保健師、助産師の有資格者)が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第22条 〉

アンケート実績(※転入分も含む)【住民登録地別】

	住民登録地別 アンケート受理数	再掲		再掲			
		※2次設問実施者数		2次設問の方法			
				面接	電話	訪問	
総数	11,749	10323		8568	1745	10	
内 訳	西区	811	782		712	70	0
	北区	1,267	1215		1122	93	0
	大宮区	1,110	1002		798	204	0
	見沼区	1,133	1091		901	189	1
	中央区	1,008	674		496	176	2
	桜区	780	745		618	126	1
	浦和区	1,604	1379		872	504	3
	南区	2,052	1690		1535	154	1
	緑区	1,196	983		899	82	2
岩槻区	788	762		615	147	0	

2 健康教育

(1) 出産前教室

[保健センター]

初めて出産する妊婦とその夫等を対象に、妊婦の健康の保持・増進、両親の育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

各区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①母親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	98	1,083	1,434	1	1	0	0	1,084	1,435	①座談会 ②妊娠中の保健と生活 ③母子健康手帳の使い方 ④お産の準備と経過 ⑤産後の生活 ⑥妊娠中の食生活及び調理実習 ⑦歯科医師による口腔チェック ⑧ブラッシング実習 ⑨赤ちゃんと育児	
内 訳	西区	12	89	89	0	0	0	0	89		89
	北区	16	148	266	0	0	0	0	148		266
	大宮区	10	113	209	0	0	0	0	113		209
	見沼区	12	73	131	0	0	0	0	73		131
	中央区	8	173	173	0	0	0	0	173		173
	桜区	6	44	44	0	0	0	0	44		44
	浦和区	12	222	222	0	0	0	0	222		222
	南区	6	116	116	0	0	0	0	116		116
	緑区	8	58	97	0	0	0	0	58		97
岩槻区	8	47	87	1	1	0	0	48	88		

②両親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	90	1,978	1,978	1,948	1,948	10	10	3,936	3,936	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・沐浴実習・妊婦体験	
内 訳	西 区	6	70	70	66	66	0	0	136		136
	北 区	8	188	188	188	188	0	0	376		376
	大宮区	10	213	213	214	214	0	0	427		427
	見沼区	6	110	110	110	110	0	0	220		220
	中央区	8	191	191	191	191	0	0	382		382
	桜 区	6	108	108	109	109	0	0	217		217
	浦和区	12	302	302	291	291	2	2	595		595
	南 区	18	492	492	479	479	6	6	977		977
	緑 区	10	211	211	207	207	1	1	419		419
岩槻区	6	93	93	93	93	1	1	187	187		

(2) ふたご支援事業

[保健センター]

ふたご以上の妊婦と保護者同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①「ふたごの集い」を実施

	実施回数	参加人員						計
		妊婦	母	父	児	その他		
総数	18	24	115	4	226	23	392	
内 訳	西 区	2	4	16	0	33	4	57
	北 区	3	1	22	0	44	3	70
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	2	0	7	0	13	0	20
	中央区	2	3	17	1	30	4	55
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	3	8	12	0	24	1	45
	南 区	2	5	16	1	32	3	57
	緑 区	2	2	16	2	34	7	61
岩槻区	2	1	9	0	16	1	27	

②自主グループ支援を実施

大宮区で11回・見沼区で14回実施した。

(3) 育児学級**[保健センター]**

おおむね2～3か月の乳児とその保護者を対象に、育児についての学習、遊びを通じての親子のふれあい、育児についての悩みを話し合う等、親同士の交流の場を作り、育児不安の軽減を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

育児学級実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	118	2,979	117	2,998	160	6,254		
内 訳	西 区	6	131	1	131	0	263	【1コース1回】 親子遊び、講義、座談会
	北 区	12	267	22	268	4	561	
	大宮区	12	231	13	232	3	479	
	見沼区	12	217	4	218	2	441	
	中央区	6	211	7	213	4	435	
	桜 区	6	84	2	84	1	171	
	浦和区	12	357	26	359	3	745	
	南 区	36	1,189	28	1,198	140	2,555	
	緑 区	10	209	12	210	3	434	
	岩槻区	6	83	2	85	0	170	

(4) 離乳食教室**[保健センター]**

4～5 か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

離乳食教室実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	132	2,840	118	2,559	33	5,550		
内 訳	西 区	12	202	3	186	1	392	【1コース1回】 栄養、歯に関する講義
	北 区	12	332	19	312	1	664	
	大宮区	12	282	13	251	3	549	
	見沼区	12	209	15	187	3	414	
	中央区	12	293	9	248	4	554	
	桜 区	12	157	16	147	1	321	
	浦和区	12	431	21	390	5	847	
	南 区	24	546	7	493	7	1,053	
	緑 区	12	253	9	239	4	505	
	岩槻区	12	135	6	106	4	251	

(5) 親子教室

[保健センター]

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

親子教室実施状況

	実施回数	参加人員										内容	
		母親		父親		児		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	213	287	1,618	37	63	287	1,646	63	249	674	3,576		
内訳	西区	18	31	158	0	0	31	158	9	22	71	338	・自由遊び ・親子遊び ・設定遊び ・懇談会など
	北区	24	29	172	6	10	30	178	7	18	72	378	
	大宮区	20	26	150	7	18	26	162	6	12	65	342	
	見沼区	24	39	189	5	9	38	188	5	29	87	415	
	中央区	21	33	175	5	7	33	175	6	14	77	371	
	桜区	18	22	127	7	7	22	128	4	18	55	280	
	浦和区	22	27	162	5	7	27	168	7	23	66	360	
	南区	22	35	209	1	4	35	210	9	53	80	476	
	緑区	20	26	151	0	0	26	153	8	40	60	344	
岩槻区	24	19	125	1	1	19	126	2	20	41	272		

(6) むし歯予防教室

[保健センター]

1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

むし歯予防教室実施状況

①1歳～1歳5か月児

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	198	1,647	55	1,661	24	3,387	【1コース1回】	
内訳	西区	12	110	5	110	0	225	・講義 ・唾液検査(RDテスト) ・ブラッシング実習
	北区	24	190	8	193	4	395	
	大宮区	22	153	3	153	2	311	
	見沼区	18	141	7	142	1	291	
	中央区	24	172	3	173	3	351	
	桜区	12	82	5	84	4	175	
	浦和区	24	262	11	263	4	540	
	南区	26	289	5	292	4	590	
	緑区	24	178	6	181	1	366	
岩槻区	12	70	2	70	1	143		

②市立保育園(施設に歯科衛生士が直接巡回して実施)

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総 数	125	683	60	3,782	63	4,588	【1コース1回】	
内 訳	西 区	10	28	2	404	0	434	・講義 ・必要に応じて実習(ブラッシング実習、染め出し、唾液検査、位相差顕微鏡にて細菌観察等)
	北 区	9	0	0	301	0	301	
	大宮区	15	121	8	371	0	500	
	見沼区	12	63	5	402	0	470	
	中央区	19	146	20	392	1	559	
	桜 区	9	73	2	344	0	419	
	浦和区	10	31	1	463	0	495	
	南 区	15	81	9	508	62	660	
	緑 区	11	54	7	331	0	392	
	岩槻区	15	86	6	266	0	358	

(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会

[保健所]

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条、第10条 〉

保育園・幼稚園等職員歯科研修会実施状況

日時・会場	内 容	参加施設数・参加人員
6月25日 さいたま市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「乳幼児期における歯科保健について」 講師 保健所嘱託歯科医 ・実習「むし歯や歯周病予防の実践について」 講師 保健所歯科衛生士 ・講義「乳幼児期の感染症について」 講師 保健所医師 	市立保育園 34 施設 34 人 私立保育園 12 施設 12 人
6月26日 さいたま市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「乳幼児期における歯科保健について」 講師 保健所嘱託歯科医 ・実習「むし歯や歯周病予防の実践について」 講師 保健所歯科衛生士 ・講義「乳幼児期の感染症について」 講師 保健所医師 	市立保育園 24 施設 24 人 私立保育園 11 施設 11 人 私立幼稚園 3 施設 3 人

(8) 地区健康教育**[保健センター]**

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

地区健康教育実施状況

	開催回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	150	1,331	19	3,109	250	4,709	講義等
西区	22	179	4	407	15	605	
北区	17	130	1	362	54	547	
大宮区	12	69	1	224	26	320	
見沼区	7	86	2	148	10	246	
中央区	23	148	2	501	34	685	
桜区	8	50	0	101	0	151	
浦和区	5	71	0	184	0	255	
南区	32	459	8	691	82	1,240	
緑区	16	113	0	274	21	408	
岩槻区	8	26	1	217	8	252	

(再掲)むし歯予防教室

	実施回数	参加人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	94	796	17	2,600	138	3,551	各施設で実施 ・講義 ・ブラッシング実習 ・染め出し、唾液検査 は必要に応じて実施
西区	13	95	3	316	4	418	
北区	11	62	0	316	12	390	
大宮区	9	47	0	198	26	271	
見沼区	4	54	2	109	2	167	
中央区	17	93	1	450	34	578	
桜区	4	23	0	77	0	100	
浦和区	4	41	0	150	0	191	
南区	16	299	10	555	51	915	
緑区	8	56	0	212	1	269	
岩槻区	8	26	1	217	8	252	

(9) 思春期保健事業

[地域保健支援課]

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成 29 年度から思春期保健事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

① 思春期保健教室

市内 10 校(小学校 3 校、中学校 7 校)で実施した。

		参加者数
総 数		1,535
内 訳	小学生	236
	中学生	1,073
	高校生	0
	教職員	97
	保護者	129
	その他	0

② 思春期保健に関する連携会議

日時:平成 30 年 7 月 27 日(金) 9:00~11:10

会場:大宮区役所保健センター 指導講座室

内容:思春期保健事業の説明

埼玉県助産師会さいたま市地区によるミニ講座「思春期教室の実際」

意見交換

3 健康相談

(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談

[保健所・保健センター]

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

育児相談実施状況

	実施回数	乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数	360	5,643	9,404	2,367	5,216	9	9	46	46	29	29	8,094	14,704
西区	35	356	661	255	426	1	1	5	5	8	8	625	1,101
北区	37	461	1,076	311	617	0	0	0	0	0	0	772	1,693
大宮区	33	298	813	221	623	2	2	1	1	3	3	525	1,442
見沼区	30	287	604	215	448	1	1	0	0	0	0	503	1,053
中央区	31	208	586	213	533	3	3	1	1	0	0	425	1,123
桜区	30	192	492	152	400	1	1	7	7	0	0	352	900
浦和区	36	337	514	276	433	0	0	1	1	0	0	614	948
南区	61	2,941	3,165	162	243	0	0	1	1	7	7	3,111	3,416
緑区	34	310	765	334	775	1	1	22	22	11	11	678	1,574
岩槻区	33	253	728	228	718	0	0	8	8	0	0	489	1,454

※地区依頼の相談も含む

来所健康相談状況

		乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数		1,943	2,195	2,111	2,639	9,257	9,257	653	653	1,573	1,573	15,537	16,317
保健所		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
保健センター	西区	173	184	216	238	790	790	9	9	265	265	1,453	1,486
	北区	215	240	278	390	1,064	1,064	53	53	47	47	1,657	1,794
	大宮区	192	204	213	248	1,045	1,045	42	42	180	180	1,672	1,719
	見沼区	187	240	188	295	884	884	21	21	34	34	1,314	1,474
	中央区	180	222	264	347	520	520	128	128	253	253	1,345	1,470
	桜区	107	112	115	132	657	657	79	79	96	96	1,054	1,076
	浦和区	286	320	236	266	1,049	1,049	159	159	162	162	1,892	1,956
	南区	326	351	278	320	1,583	1,583	5	5	249	249	2,441	2,508
	緑区	161	174	194	210	927	927	48	48	143	143	1,473	1,502
	岩槻区	116	148	129	193	737	737	109	109	144	144	1,235	1,331

電話相談件数

		延 人 員										計
		妊婦	産婦	乳児		幼児	学 童		その他			
				新生児	未熟児		乳児	小学生	中学生	20歳未満	左記以外	
総数		5,371	1,543	510	334	5,370	7,182	567	296	275	158	21,606
保健所		0	3	1	0	3	17	0	0	0	22	46
保健センター	西区	204	81	45	5	176	364	42	9	27	7	960
	北区	599	202	63	27	792	1,032	90	33	39	45	2,922
	大宮区	924	205	34	39	580	792	55	57	13	12	2,711
	見沼区	376	210	27	24	296	660	27	7	7	1	1,635
	中央区	247	54	55	61	456	600	33	27	31	5	1,569
	桜区	303	75	16	10	364	463	35	7	9	4	1,286
	浦和区	890	160	83	31	528	664	68	36	58	16	2,534
	南区	599	124	107	89	1,240	1,372	128	72	40	10	3,781
	緑区	292	111	31	8	420	531	48	34	35	6	1,516
岩槻区	937	318	48	40	515	687	41	14	16	30	2,646	

4 健康診査

(1) 妊婦健康診査

[保健所・保健センター]

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

妊婦健康診査受診状況(人)

妊婦健康診査	126,605
HIV抗体検査	10,323
HBs抗原検査	10,356
HCV抗体検査	10,356
子宮頸がん	9,941
HTLV-1抗体検査	10,292
性器クラミジア検査	10,103

※妊婦健康診査は1～14回目の受診者延数

(2) 産婦健康診査

[保健所・保健センター]

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

産婦健康診査費用助成件数	7,923
--------------	-------

(3) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 12 条、第 13 条 〉

乳 幼 児 健 康 診 査 実 施 状 況

		4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対 象		4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児	3歳6か月～4歳未満児 (歯科健診は3歳～4歳未満児)
内 容		①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、栄養指導等		①問診 ②身体測定 ③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査 ⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布(1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施) ⑧必要とする幼児に対し保健指導、栄養指導等	
実施場所		市 内 個 別 医 療 機 関			
一般健康診査	対象児数	10,654	10,807	10,986	11,529
	受診児数	10,245	10,270	10,625	10,669
	受診率	96.2%	95.0%	96.7%	92.5%
	特になし	7,543	7,425	7,810	7,013
	指導	1,358	1,323	1,345	1,058
	経過観察	570	833	689	301
	再検査(尿・目・耳)				782
	精密健康診査紹介	243	152	203	823
	乳幼児発達健康診査	8	81	145	79
	要治療	71	60	36	73
加療中	452	396	397	540	
医師から市への指示事項あり(再掲)	117	165	213	262	
歯科健康診査	対象児数			10,986	11,912
	受診児数			9,423	9,416
	受診率			85.8%	79.0%
	フッ化物塗布実施数(延)※			13,265	-
	むし歯なし			9,298	8,337
	むし歯あり			125	1,079
	むし歯の総本数			380	3,465
	一人平均むし歯本数			0.04	0.37
	不正咬合あり(人)			926	1,157
	軟組織異常あり(人)			777	219
その他異常あり(人)			455	575	

※ フッ化物塗布は1歳6か月～2歳6か月未満の間に2回受けることができる。

(4) 乳幼児健康診査未受診フォロー

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは、4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信結果から現在の状況や心配事を把握し、返信のない児については電話・訪問等での状況把握に努め、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条、第12条、第13条 〉

未受診フォロー実施状況 (人)

		4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査	
アンケート送付数		320	315	646	
返信あり	返信数	200	164	366	
	返信率	62.5%	52.1%	56.7%	
	返信結果 未受診理由	医療機関で受診	90	37	76
		特に心配なし	11	27	51
		保育園等	4	14	69
		忘れていた 忙しかった	48	64	123
	その他	47	22	47	
継続フォロー者(再掲)	38	15	13		
返信なし	未返信者数	120	151	280	
	直接確認	医療機関で受診	25	8	24
		特に心配なし	5	10	22
		保育園等	0	6	20
		忘れていた 忙しかった	29	48	79
		その他	46	20	35
	間接確認	他機関で状況確認	7	36	59
		市外転出	3	2	10
	確認中	5	21	31	
	確認不可能	0	0	0	
継続フォロー者(再掲)	22	13	29		

※「医療機関で受診」は実施医療機関以外での受診が主となっている。
 ※確認不可能とは、保健師が電話、訪問、手紙等で連絡をとったが、状況確認ができなかったものをいう。

(5) 精密健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第12条及び第13条 〉

精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	251	220	87.6%
10か月児健康診査	161	134	83.2%
1歳6か月児健康診査	205	171	83.4%
3歳児健康診査	927	712	76.8%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項(精密診査紹介)の数とは一致しない。

内 容 別 精 健 票 交 付 状 況 (件)

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合 計
総 数	251	161	205	927	1,544
心臓及び循環	4	5	9	16	34
消化器	0	0	0	0	0
皮 膚	19	5	8	4	36
四肢・脊柱	148	28	37	18	231
眼	29	23	36	508	596
耳・鼻	7	0	8	235	250
咽 頭	0	0	2	4	6
呼吸器	1	0	0	0	1
その他	43	100	105	142	390

(6) 乳幼児発達健康診査

[保健センター]

乳幼児健康診査や相談などで発達・発育において専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見と発育発達の支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

乳幼児発達健康診査実施状況

	実施回数	乳 児		幼 児		合 計		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総 数	155	38	40	937	1,054	975	1,094	
内 訳	西 区	13	4	6	84	94	88	100
	北 区	15	3	3	79	89	82	92
	大宮区	16	7	7	86	96	93	103
	見沼区	16	4	4	114	118	118	122
	中央区	12	3	3	68	70	71	73
	桜 区	15	2	2	84	99	86	101
	浦和区	18	4	4	135	154	139	158
	南 区	20	3	3	132	159	135	162
	緑 区	16	5	5	84	100	89	105
	岩槻区	14	3	3	71	75	74	78

5 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児訪問指導

[保健センター]

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、保健師又は助産師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条、第 11 条、第 17 条 〉

妊産婦・新生児訪問指導実施状況

(人)

下段:助産師委託分(再掲)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計
総 数		0	6,511	841	191	5,561	13,104
		0	6,055	714	91	5,298	12,158
内 訳	西 区	0	451	33	16	412	912
		0	420	27	5	393	845
	北 区	0	660	88	22	557	1,327
		0	632	82	18	536	1,268
	大宮区	0	596	48	21	533	1,198
		0	573	44	16	519	1,152
	見沼区	0	663	132	26	512	1,333
		0	583	115	9	463	1,170
	中央区	0	518	69	9	446	1,042
		0	440	40	2	401	883
	桜 区	0	424	57	5	367	853
		0	406	51	3	356	816
	浦和区	0	944	130	25	802	1,901
		0	900	117	18	777	1,812
	南 区	0	1,139	91	36	1,026	2,292
		0	1,081	78	13	993	2,165
	緑 区	0	691	109	17	576	1,393
		0	644	91	6	551	1,292
	岩槻区	0	425	84	14	330	853
		0	376	69	1	309	755

(2) 産後ケア事業**[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]**

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

訪問産婦数	実人数	延人数
	165	202

(3) 母子訪問指導**[保健所・保健センター]**

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条・第19条 〉

母子訪問指導実施状況**(延人員)**

	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
総数	358	2,756	174	369	2,354	2,980	2,652	11,643
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	16	142	15	16	129	256	784
	北区	37	219	11	28	204	211	889
	大宮区	20	194	11	20	174	171	716
	見沼区	36	288	22	61	220	253	1,115
	中央区	44	291	7	40	279	259	1,130
	桜区	35	123	19	17	96	155	579
	浦和区	38	437	15	45	389	395	1,686
	南区	68	520	46	66	392	625	2,295
	緑区	34	309	14	65	264	344	1,346
	岩槻区	30	233	14	11	207	311	1,103

※その他：親（妊婦・産婦を除く）・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・妊婦、産婦、親以外の家族などの総数

6 専門相談

(1) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)

(7) 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

不妊相談(一般相談)実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,514	301	14	3,829

相談内容(重複あり)	相談件数
不妊の原因について	0
不妊症の検査・治療について	0
不妊治療を実施している医療機関の情報について	0
主治医や医療機関に対する不満について	0
世間の偏見や無理解による不満について	0
家族に関すること	0
助成金について	3,829
不育症について	0
その他	0
合計	3,829

(イ) 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

不妊相談(専門相談)実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	23
電話相談	206

相談内容(重複あり)	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	1	4
不妊症の検査・治療について	14	27
不妊治療を実施している医療機関の情報について	2	25
主治医や医療機関に対する不満について	0	2
世間の偏見や無理解による不満について	1	3
家族に関すること	1	1
助成金について	3	123
不育症について	3	17
仕事との両立について	1	2
その他	7	44
合計	33	248

(2) 妊娠・出産の電話相談

[保健所]

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

〈 根拠法令等 : 妊娠・出産の電話相談実施要領 〉

妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	32

相談内容 (重複あり)	相談件数
望まない妊娠	7
家族・育児面の不安	1
出産病院が見つからない	1
経済的問題	1
その他	24
合計	34

(3) お母さんの心の健康相談

[保健所]

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈 根拠法令等 : お母さんの心の健康相談事業実施要領 〉

お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総数		保健師からの相談件数
	実人員	延人員	
12	15	15	5

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	9
イライラする	6
母子関係	0
その他	2

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	6
不安障害	1
適応障害	2
強迫性障害	0
その他	6

7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

(1) 未熟児養育医療給付

[保健所]

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第20条 〉

未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定 実人員	出生時体重別内訳	
398	394	384	1,000g以下	26
			1,001～1,500g	42
			1,501～1,800g	60
			1,801～2,000g	47
			2,001～2,300g	79
			2,301～2,500g	32
			2,501g以上	98

(2) 自立支援医療(育成医療)給付

[保健所]

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈 根拠法令等 : 障害者総合支援法第58条第1項 〉

育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
236	211	179	肢体不自由	49
			視覚障害	14
			聴力平衡機能	10
			音声言語機能	81
			その他(内臓疾患)	57

(3) 結核児童療育医療給付

[保健所]

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第21条の9 〉

申請件数	0件
------	----

8 子ども虐待発生予防

(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業

[保健所・保健センター]

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援（訪問、面接等）を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈 根拠法令等 : 妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱 〉

医療機関からの連絡件数	866 件
-------------	-------

(2) 子ども虐待予防のための相談

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉 (人)

	訪問					面接					電話					
	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	
総数	559	871	182	1,256	2,868	98	185	25	276	584	315	666	91	288	1,360	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	21	
保健 セ ン タ ー	西 区	53	103	9	145	310	7	21	5	37	70	17	46	2	10	75
	北 区	63	82	6	132	283	8	26	3	20	57	10	54	7	6	77
	大宮区	24	72	8	77	181	3	8	1	14	26	25	88	1	56	170
	見沼区	76	60	15	99	250	32	40	15	64	151	79	93	15	22	209
	中央区	63	39	4	91	197	4	17	0	20	41	35	38	1	8	82
	桜 区	39	71	1	103	214	2	3	0	16	21	18	27	2	42	89
	浦和区	58	71	19	145	293	8	6	0	12	26	59	106	9	33	207
	南 区	67	146	52	179	444	4	36	0	35	75	36	145	52	32	265
	緑 区	55	115	48	126	344	3	4	1	16	24	3	7	0	22	32
岩槻区	61	112	20	159	352	27	24	0	42	93	33	62	2	36	133	

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談(1)育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導 (2)母子訪問指導の再掲である。

(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業

[保健所・保健センター]

産婦・新生児訪問指導等利用者で継続支援が必要と思われる家庭及び母子訪問指導により、養育状況から頻繁な訪問が必要と判断される家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が委嘱した保健師、助産師等が、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項 〉

子ども家庭支援員訪問実施状況

訪問世帯数	
実数	延数
60	294

	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	6	10	53	243	2	6	6	22	51	226	17	57	24	64	159	628	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	0	0	4	22	0	0	0	0	4	22	0	0	0	0	8	44
	北 区	0	0	2	9	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	4	18
	大宮区	0	0	3	13	0	0	0	0	3	13	0	0	0	0	6	26
	見沼区	2	2	10	55	0	0	3	15	8	44	6	24	5	17	34	157
	中央区	1	1	10	40	0	0	1	1	10	42	4	14	6	13	32	111
	桜 区	0	0	2	13	1	2	0	0	2	11	0	0	1	1	6	27
	浦和区	0	0	10	45	0	0	0	0	11	47	3	9	7	22	31	123
	南 区	3	7	4	19	1	4	1	4	3	11	0	0	3	6	15	51
	緑 区	0	0	4	15	0	0	1	2	4	15	3	8	1	3	13	43
	岩槻区	0	0	4	12	0	0	0	0	4	12	1	2	1	2	10	28

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(2)母子訪問指導の再掲である。

(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)

[保健所]

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われている。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

育児不安電話相談受付状況

[相談時間別件数]

総数	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
617	127	212	142	73	32	16	15

[相談内容別件数] (重複あり)

総数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
770	390	155	17	2	124	47	35

[相談対象年齢区分別人員] (重複あり)

		年 齢														
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~17	18~	不明
総数	819	206	131	66	84	64	36	47	55	21	19	13	14	33	8	22
男	383	91	40	28	43	29	21	33	34	16	10	5	1	19	5	8
女	378	88	80	37	39	31	14	14	21	5	7	7	13	14	3	5
不明	58	27	11	1	2	4	1	0	0	0	2	1	0	0	0	9

(5) お母さんの心の健康相談[再掲]

(28 ページ参照)

(6) ふれあい親子支援(MCGさいたま)

[保健所]

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親(被虐待経験を持つ母親を含む)を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

ふれあい親子支援事業実施状況

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母(延人員)	児(延人員)
保健所	24	26	4

[事例検討件数]

総数	内 訳		
	保健センター	保健所	その他
3	2	0	1

[面接実施人数]

総数	内 訳		
	参加前	参加期間中	終了時
3	0	3	0

(7) 子ども虐待予防対応研修会

[保健所]

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈 根拠法令等 : 子ども虐待予防対応研修実施要領 〉

日時・会場	テーマ	講師	対象者	参加者
6月1日(金) 保健所	妊娠届から始まる切れ目のない支援の実際 ～アンケートの2次設問・アセスメントから実際の支援につなげるために～	カウンセリングルームペア 田熊 喜代巳 氏	保健センター、保健所保健師、母子保健相談員等	14名
9月20日(木) 中央区役所保健センター	精神疾患のある妊婦・母親への支援～精神疾患のある妊婦・母親の見立てと援助関係について考える～	とよたまこころの診療所長 精神科医 鷲山 拓男 氏	保健センター、保健所、児童相談所、こころの健康センター、子ども家庭総合センターの保健師等	20名
1月18日(金) 保健所	親と子に寄り添う支援について考える	首都大学東京健康福祉学部看護学科教授 安達 久美子 氏	保健センター、こころの健康センター、子ども家庭総合センター、保健所等の新任期～中堅前期(主任級)の保健師	14名
2月4日(月) 保健所	若年女性を取り巻く現状から、若年妊娠・出産について考える	NPO法人 BOND プロジェクト 橘 ジュン氏	保健センター、こころの健康センター、子ども家庭総合センター、児童相談所、保健所、支援課等の職員	27名
北区:7月27日・1月25日 大宮区:10月19日 見沼区:9月26日 中央区:7月25日・1月25日 桜区:8月27日・11月30日 浦和区:3月18日 南区:7月11日・2月25日 緑区:6月25日・12月17日 岩槻区:9月10日・2月18日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	カウンセリングルームペア 臨床心理士 田熊 喜代巳 氏	保健センター職員	120名
西区:6月29日・9月27日・12月25日 北区:5月31日・3月11日 大宮区:7月19日・1月24日 見沼区:6月26日・12月26日 中央区:10月17日 桜区:6月27日・2月26日 浦和区:7月12日・10月18日・1月21日 南区:11月15日 緑区:9月28日・1月21日 岩槻区:6月21日・11月12日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	なごみ相談室 保健師 塚原 洋子 氏	保健センター職員	160名

9 その他

(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給

[保健所]

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	3件
------	----

(2) 新生児聴覚検査フォロー事業

[保健所]

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 : さいたま市新生児聴覚検査フォロー事業実施要綱 〉

新生児聴覚検査フォロー実施状況

検査人数	フォロー件数	精密検査結果		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
3,788	5	3	2	1

※検査人数は、協力医療機関からの報告数

(3) 先天性代謝異常等検査事業

[保健所]

保健所では、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,785
再検査件数	523

(4) 通訳ボランティアの派遣

[保健所・保健センター]

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は18件の利用があった。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条 〉

(5) 受胎調節実地指導員の指定申請(埼玉県への経由事務)

[保健所]

〈 根拠法令等 : 母体保護法施行規則第9条 〉

申請件数	4件
------	----

(6) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)(27 ページ再掲)

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

イ 特定不妊治療費助成

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精をいう)を受ける市民に対し、その治療費の一部助成を行っている。

特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	1,562
------	-------

早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	477
------	-----

不育症検査費助成承認実績

助成件数	76
------	----

(7) 保健関係団体育成

[保健所・保健センター]

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。

第4章 健康づくり

さいたま市における健康づくり事業は「さいたま市ヘルスプラン 21(第2次)」に基づき、「がんの予防」、「循環器疾患・糖尿病の予防」、「歯・口腔の健康」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「喫煙」、「飲酒」の8つの分野で推進している。

保健センターでは、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査の事後指導及びがん検診精密検査未受診者に対する受診勧奨を実施している。

保健所では、健康診査等の医療機関への委託や市民に向けての広報など、統括的な業務を行っている。

1 健康手帳の交付

[保健センター]

健康診査の結果やその他健康保持のために必要な事項を記載し、自ら健康管理及び適切な医療の確保に資するため、健康手帳の利用を促している。

厚生労働省のホームページより、健康手帳のダウンロードが可能になったことにより平成31年4月より、ホームページで健康手帳の交付について周知している。

〈根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項〉

2 健康教育

(1) 集団健康教育

[保健センター]

主に40歳以上の市民及びその家族を対象に、保健センターでテーマ別に健康教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康教室を実施している。

〈根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

集団健康教育実施状況

	歯周疾患		ロコモティブシンドローム (運動器症候群)		慢性閉塞性肺疾患		病態別		薬		一般		合計		
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	
総数	36	637	0	0	0	0	59	852	0	0	47	2,407	142	3,896	
内 訳	西区	5	67	0	0	0	0	5	54	0	0	0	0	10	121
	北区	4	47	0	0	0	0	8	67	0	0	0	0	12	114
	大宮区	2	24	0	0	0	0	4	13	0	0	21	909	27	946
	見沼区	3	72	0	0	0	0	0	0	0	0	5	663	8	735
	中央区	7	83	0	0	0	0	7	82	0	0	10	262	24	427
	桜区	4	58	0	0	0	0	15	174	0	0	1	74	20	306
	浦和区	4	95	0	0	0	0	7	201	0	0	1	22	12	318
	南区	1	15	0	0	0	0	2	33	0	0	5	248	8	296
	緑区	5	169	0	0	0	0	8	178	0	0	0	0	13	347
	岩槻区	1	7	0	0	0	0	3	50	0	0	4	229	8	286

(2) 健康づくり教育

[保健センター]

主に 40 歳未満の市民を対象に、保健センターで健康づくり教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康づくり教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

健康づくり教育参加状況

	開催回数	延 人 員					合計	
		栄養	運動	休養	禁煙	その他		
総 数	101	1,703	671	0	0	152	2,526	
内 訳	西 区	18	240	99	0	0	54	393
	北 区	9	146	44	0	0	29	219
	大宮区	16	210	170	0	0	37	417
	見沼区	8	94	150	0	0	0	244
	中央区	14	252	0	0	0	12	264
	桜 区	6	104	8	0	0	0	112
	浦和区	2	93	0	0	0	0	93
	南 区	14	297	171	0	0	20	488
	緑 区	8	186	0	0	0	0	186
	岩槻区	6	81	29	0	0	0	110

(3) 教室以外のイベント等

[保健センター]

市民を対象に生活習慣病予防のためのイベント等を保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
回数	2	1	10	1	3	3	1	1	2	1	25
参加者数	850	524	2,260	1,023	489	365	1,134	530	7,900	357	15,432

3 健康相談

[保健センター]

(1) 重点健康相談・総合健康相談

保健センターでは、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接・電話等による各種健康相談を実施している。(全区:随時開催)

重点健康相談では、個人の食生活や口腔内の健康状態、その他の生活を勘案して行う疾病別相談に対応している。また、総合健康相談では、血圧や体重・体脂肪率測定等の計測や健康に関する一般的な相談を受けている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

重点健康相談・総合健康相談状況

	内容別相談者数(延人員)				
	重点健康相談	総合健康相談	(再掲) 電話相談	合計	
総 数	746	8,608	1,132	9,354	
内 訳	西 区	107	2,673	261	2,780
	北 区	260	1,344	53	1,604
	大宮区	62	388	92	450
	見沼区	66	595	35	661
	中央区	82	294	183	376
	桜 区	31	1,348	26	1,379
	浦和区	66	687	322	753
	南 区	18	133	96	151
	緑 区	11	300	18	311
	岩槻区	43	846	46	889

(2) 健康づくり相談

[保健センター]

40歳未満の市民を対象に、保健センターで栄養・運動・休養等に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

健康づくり相談状況

	相談者数(延人員)		
	相談者数(延人員)	(再掲) 電話相談者数 (延人員)	
総 数	411	134	
内 訳	西 区	32	32
	北 区	177	43
	大宮区	27	4
	見沼区	54	1
	中央区	5	4
	桜 区	42	5
	浦和区	15	12
	南 区	39	13
	緑 区	13	13
	岩槻区	7	7

4 健康診査

(1) 健康増進健康診査

[保健所・保健センター]

40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人支援給付受給者を対象に、生活習慣病予防に着目した健康診査を、市内個別医療機関で実施している。

検査項目	問診、身体測定、血圧測定、内科的診察(打聴診)、尿、肝機能、腎機能、脂質、血糖
------	-----------------------------------------

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

年齢区分別受診者数 (人)

年齢	受診者
総数	2,335
40～49歳	265
50～59歳	378
60～64歳	238
65～69歳	337
70～74歳	384
75歳以上	733

主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員

(その1)

(人)

年齢	血 圧	(再掲)		脂質異常	(再掲)		糖 尿 病	(再掲)		
		高血圧症 ① (a)	高血圧症 ② (b)		脂質異常 ① (c)	脂質異常 ② (d)		糖尿病① (e)	糖尿病② (f)	
総数	2,335	536	682	2,335	731	731	2,335	1,495	421	
男	40～49歳	152	35	33	152	43	63	152	72	19
	50～59歳	241	38	61	241	71	94	241	142	46
	60～64歳	171	34	55	171	55	60	171	108	40
	65～69歳	222	54	71	222	72	55	222	138	41
	70～74歳	212	54	67	212	58	72	212	141	50
	75歳以上	326	75	124	326	104	87	326	228	65
	計	1,324	290	411	1,324	403	431	1,324	829	261
女	40～49歳	113	19	19	113	35	45	113	55	13
	50～59歳	137	23	23	137	42	48	137	69	21
	60～64歳	67	21	10	67	22	21	67	41	12
	65～69歳	115	30	36	115	33	37	115	78	16
	70～74歳	172	38	46	172	48	51	172	125	36
	75歳以上	407	115	137	407	148	98	407	298	62
	計	1,011	246	271	1,011	328	300	1,011	666	160

(a) = ①収縮期血圧が130mmHg以上140mmHg未満かつ拡張期血圧90mmHg未満である者
②収縮期血圧が140mmHg未満かつ拡張期血圧85mm以上90mmHg未満である者

(b) = 収縮期血圧140mmHg以上、または拡張期血圧90mmHg以上の者

(c) = ①中性脂肪150mg/dl以上300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者
②中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上40mg/dl未満かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者
③中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール120mg/dl以上140mg/dl未満の者

(d) = 中性脂肪300mg/dl以上、またはHDLコレステロールが35mg/dl未満、またはLDLコレステロール140mg/dl以上の者

(e) = 空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満またはHbA1c5.2%以上6.1%未満の者

(f) = 空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.1%以上の者

(その2)

(人)

年齢	貧血 (疑いを含む)	肝疾患 (疑いを含む)	うちアルコール性 (疑いを含む) 【再掲】	腎機能障害 (疑いを含む)	たばこ		
					吸っていない	吸っている	
総数	0	295	0	0	1,597	738	
男	40～49歳	0	44	0	0	70	82
	50～59歳	0	51	0	0	123	118
	60～64歳	0	28	0	0	86	85
	65～69歳	0	43	0	0	126	96
	70～74歳	0	24	0	0	133	79
	75歳以上	0	33	0	0	237	89
	計	0	223	0	0	775	549
女	40～49歳	0	16	0	0	71	42
	50～59歳	0	13	0	0	95	42
	60～64歳	0	5	0	0	49	18
	65～69歳	0	11	0	0	90	25
	70～74歳	0	10	0	0	142	30
	75歳以上	0	17	0	0	375	32
	計	0	72	0	0	822	189

(2) 女性のヘルスチェック

[保健所・保健センター]

18歳から39歳の女性を対象に、健康づくりの一環として、生活習慣病や貧血などの早期発見及び予防を図るための健康診査を市内個別医療機関で実施している。

また、健診の結果、医師からの指示があった者に対し、健康相談・電話相談・家庭訪問等による保健指導を行っている。

【内容】問診、身体測定、血圧測定、打聴診、血液検査(貧血検査・血液生化学検査)

〈根拠法令等：健康増進法第17条第1項〉

女性のヘルスチェック受診状況

年齢	受診者	指導区分別実人員		
		異常認めず	要指導	要医療
18～19歳	46	11	32	3
20～29歳	2,837	1,138	1,337	362
30～39歳	6,816	2,407	3,479	930
計	9,699	3,556	4,848	1,295

事後指導対象者数	558
----------	-----

(3) B型・C型肝炎ウイルス検診

[保健所・保健センター]

【対象者】①節目検診 40歳の者

②節目外検診

・41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していないもの

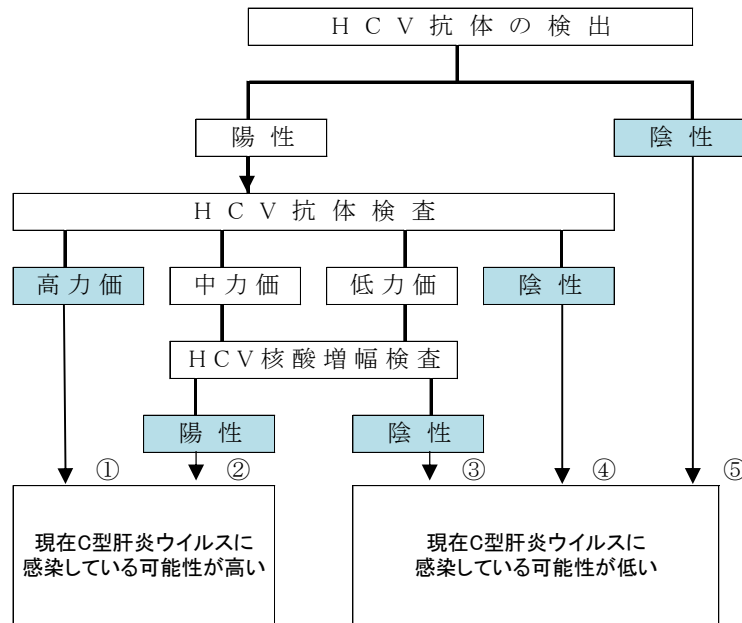
〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

B型・C型肝炎ウイルス検診結果状況

(人)

		B型肝炎ウイルス検査判定結果			C型肝炎ウイルス検査判定結果					計
		陰性	陽性	計	現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い		現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い			
					①HCV抗体高力価	②HCV核酸増幅陽性	③HCV核酸増幅陰性	④HCV抗体陰性	⑤HCV抗体の検出陰性	
節目	40歳	1,694	2	1,696	1	0	0	5	1,689	1,695
節目外	41～44	989	3	992	0	0	2	2	987	991
	45～49	1,034	5	1,039	0	0	3	2	1,034	1,039
	50～54	937	3	940	2	0	2	5	931	940
	55～59	776	7	783	2	0	1	4	776	783
	60～64	1,122	7	1,129	1	1	2	9	1,116	1,129
	65～69	1,812	9	1,821	1	0	5	12	1,800	1,818
	70歳以上	3,282	27	3,309	7	2	24	19	3,253	3,305
	計	9,952	61	10,013	13	3	39	53	9,897	10,005
合計		11,646	63	11,709	14	3	39	58	11,586	11,700

【C型肝炎ウイルス検査判定の流れ】



(4) 骨粗しょう症検診**[保健所・保健センター]**

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、女性に対し、骨粗しょう症検診(骨密度測定(DIP法))を市内個別医療機関で実施している。なお、検診結果に基づく相談は、保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 19 条の 2 〉

骨粗しょう症検診受診状況 (人)

年齢	受診者(女)	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	1,228	0	7	1,221
45歳	688	0	14	674
50～59歳	5,425	80	464	4,881
60～69歳	8,681	959	2,621	5,101
70～79歳	11,253	2,941	4,331	3,981
80歳	613	223	241	149
計	27,888	4,203	7,678	16,007

健康増進法に該当する受診者(再掲) (人)

年齢	受診者	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	1,228	0	7	1,221
45歳	688	0	14	674
50歳	682	2	15	665
55歳	514	9	50	455
60歳	618	25	124	469
65歳	910	101	289	520
70歳	1,456	284	543	629
計	6,096	421	1,042	4,633

(5) がん検診

[保健所・保健センター]

がんの早期発見やがん予防に関する知識の普及を目的として、市内個別医療機関で各種がん検診を実施しており、各検診の受診及び結果の状況は以下のとおりとなっている。

※H24年度より対象者数の算定方法が変更となった。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

① 胃がん

対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
375,459	90,975	24.2

ア 男性

	H30年度 受診者 (人)	H29年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃部 X 線 検 査	40～44歳	532	565	11	1	0	0	5	2	3
	45～49歳	444	464	14	3	0	0	7	1	3
	50～54歳	409	442	15	2	0	0	11	1	1
	55～59歳	426	448	13	0	0	0	11	1	1
	60～64歳	693	746	43	7	1	0	21	2	12
	65～69歳	1,458	1,735	88	6	2	0	61	4	15
	70～74歳	1,752	1,846	102	12	4	2	71	2	11
	75～79歳	1,430	1,552	69	3	3	2	44	6	11
	80歳以上	1,038	1,097	53	1	2	0	33	6	11
	計	8,182	8,895	408	35	12	4	264	25	68
内 視 鏡 検 査	40～44歳	1,389	1,357	55	0	0	3	51	0	1
	45～49歳	1,403	1,292	77	3	0	11	59	2	2
	50～54歳	1,400	1,368	85	0	2	15	63	0	5
	55～59歳	1,576	1,484	110	0	6	17	79	1	7
	60～64歳	2,157	2,171	175	1	13	28	122	2	9
	65～69歳	4,519	4,778	404	1	29	78	267	6	23
	70～74歳	6,443	6,262	584	2	65	111	364	5	37
	75～79歳	6,562	6,174	646	3	65	120	395	12	51
	80歳以上	5,430	4,933	483	0	57	106	273	10	37
	計	30,879	29,819	2,619	10	237	489	1,673	38	172
合 計	39,061	38,714	3,027	45	249	493	1,937	63	240	

イ 女性

	H30年度 受診者 (人)	H29年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃 部 X 線 検 査	40～44歳	1,113	1,238	25	4	0	0	13	1	7
	45～49歳	866	976	16	2	0	0	10	1	3
	50～54歳	798	814	25	1	0	0	18	0	6
	55～59歳	785	878	23	3	0	0	12	2	6
	60～64歳	962	1,097	34	2	0	1	23	1	7
	65～69歳	1,518	1,802	59	3	1	0	46	2	7
	70～74歳	1,547	1,729	59	6	0	0	46	2	5
	75～79歳	1,217	1,291	47	3	1	1	30	5	7
	80歳以上	879	959	45	0	1	0	36	4	4
計	9,685	10,784	333	24	3	2	234	18	52	
内 視 鏡 検 査	40～44歳	2,833	2,818	74	1	1	5	63	0	4
	45～49歳	2,815	2,704	90	0	1	9	76	2	2
	50～54歳	3,027	2,850	117	0	2	18	97	0	0
	55～59歳	3,154	3,015	157	0	5	33	118	0	1
	60～64歳	3,800	3,634	183	1	7	29	138	0	8
	65～69歳	6,109	6,567	372	1	17	68	273	3	10
	70～74歳	8,061	7,761	487	2	16	89	351	7	22
	75～79歳	7,311	6,519	424	1	24	61	310	5	23
	80歳以上	5,119	4,767	370	1	32	61	244	5	27
計	42,229	40,635	2,274	7	105	373	1,670	22	97	
合 計	51,914	51,419	2,607	31	108	375	1,904	40	149	

ウ 合計

	H30年度 受診者 (人)	H29年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員					
				異常認め ず	がんであ った	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握
胃部X線検査	17,867	19,679	741	59	15	6	498	43	120
内視鏡検査	73,108	70,454	4,893	17	342	862	3,343	60	269
合 計	90,975	90,133	5,634	76	357	868	3,841	103	389

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は3,243人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,318人。

検診項目として、胃がん検診が含まれることから、胃がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると95,536人・25.4%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性:11.3%、女性18.6%(対象者は50～69歳の全人口)

※平成29年度の胃内視鏡検査時に生検を受診した者も要精密検査(人)に計上。

※胃内視鏡検査時に生検を受診せず、かつ要精密検査ではなかった者のうち、がんであったのは21人。

② 肺がん・結核

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
375,459	127,583	34.0

ア 男性

	H30年度 受診者 (人)	H29年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部エ ックス 線 検 査 の み	40～44歳	1,820	1,836	46	27	0	0	9	0	4	6
	45～49歳	1,677	1,678	30	10	0	0	10	0	2	8
	50～54歳	1,670	1,648	62	34	0	0	18	0	4	6
	55～59歳	1,802	1,705	44	15	0	0	20	0	2	7
	60～64歳	2,843	3,030	104	28	4	2	42	0	10	18
	65～69歳	7,331	7,901	296	62	3	10	155	1	23	43
	70～74歳	10,654	10,588	457	106	7	10	240	1	38	56
	75～79歳	10,905	10,356	550	96	8	18	302	2	64	62
	80歳以上	10,506	9,786	653	88	14	18	336	2	105	92
	計	49,208	48,528	2,242	466	36	58	1,132	6	252	298
胸部エ ックス 線 検 査 及 び 喀 痰 細 胞 診	40～44歳	40	45	2	0	0	0	0	0	0	2
	45～49歳	38	51	2	1	0	0	1	0	0	0
	50～54歳	76	67	1	1	0	0	0	0	0	0
	55～59歳	92	113	6	0	0	0	3	0	2	1
	60～64歳	157	151	6	2	0	0	3	0	0	1
	65～69歳	379	461	18	2	1	0	12	0	2	1
	70～74歳	533	531	28	2	1	0	17	1	2	6
	75～79歳	511	552	49	6	3	2	31	0	2	5
	80歳以上	382	367	36	3	1	1	20	0	4	7
	計	2,208	2,338	148	17	6	3	87	1	12	23

イ 女性

	H30年度 受診者 (人)	H29年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員(人)							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部エックス線検査のみ	40～44歳	4,074	4,360	49	26	0	0	10	0	5	8
	45～49歳	3,665	3,799	62	32	0	0	19	0	3	8
	50～54歳	3,908	3,761	80	31	1	0	33	1	4	11
	55～59歳	4,234	4,143	88	31	1	1	46	0	3	6
	60～64歳	5,885	6,011	142	46	0	3	76	0	7	10
	65～69歳	11,299	12,263	358	94	3	12	176	0	25	48
	70～74歳	14,987	14,604	482	113	7	20	247	1	41	54
	75～79歳	13,917	12,823	539	117	3	23	289	1	54	53
	80歳以上	13,645	13,022	711	121	3	26	370	4	79	112
	計	75,614	74,786	2,511	611	18	85	1,266	7	221	310
胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40～44歳	31	29	2	0	0	0	2	0	0	0
	45～49歳	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	27	19	1	0	0	0	0	0	1	0
	55～59歳	49	57	2	0	0	0	2	0	0	0
	60～64歳	57	56	6	3	0	0	1	0	1	1
	65～69歳	99	108	6	0	0	0	3	0	3	0
	70～74歳	105	116	5	0	0	1	3	0	0	1
	75～79歳	105	95	7	1	0	1	4	0	1	0
	80歳以上	60	59	6	0	0	0	6	0	0	0
	計	553	559	35	4	0	2	21	0	6	2

ウ 合計

	H30年度 受診者 (人)	H29年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員(人)						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握
胸部エックス線検査のみ	124,822	123,314	4,753	1,077	54	143	2,398	13	473	608
胸部X線検査及び喀痰細胞診	2,761	2,897	183	21	6	5	108	1	18	25
合計	127,583	126,211	4,936	1,098	60	148	2,506	14	491	633

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は3,243人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,318人。

検診項目として、肺がん検診が含まれることから、肺がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると132,144人・35.2%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：6.6%、女性12.8%(対象者は40～69歳の全人口)

③ 大腸がん

対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
375,459	113,217	30.2

	H30年度 受診者 (人)	H29年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
大腸がん (男)	40～44歳	1,816	1,792	87	14	3	0	33	18	19
	45～49歳	1,617	1,586	89	20	1	0	35	16	17
	50～54歳	1,603	1,575	92	12	4	0	38	19	19
	55～59歳	1,734	1,703	100	6	4	0	52	19	19
	60～64歳	2,760	2,909	217	21	2	4	110	46	34
	65～69歳	6,846	7,471	612	60	23	6	333	90	100
	70～74歳	9,801	9,749	927	77	41	2	503	165	139
	75～79歳	9,943	9,527	959	89	38	12	510	177	133
	80歳以上	8,953	8,268	1,041	96	22	4	470	289	160
	計	45,073	44,580	4,124	395	138	28	2,084	839	640
大腸がん (女)	40～44歳	4,209	4,376	220	65	3	0	77	40	35
	45～49歳	3,780	3,853	187	56	2	1	66	29	33
	50～54歳	3,857	3,773	183	39	3	1	81	30	29
	55～59歳	4,294	4,188	188	51	7	0	76	26	28
	60～64歳	5,704	5,789	268	60	7	1	131	32	37
	65～69歳	10,405	11,228	547	100	20	1	294	93	39
	70～74歳	13,421	13,171	766	135	19	2	398	127	85
	75～79歳	12,207	11,306	763	136	22	2	374	145	84
	80歳以上	10,267	9,817	945	122	36	0	359	274	154
	計	68,144	67,501	4,067	764	119	8	1,856	796	524
合計	113,217	112,081	8,191	1,159	257	36	3,940	1,635	1,164	

※国民健康保険課で実施している国保人間ドックを受診した市民は3,243人。

年金医療課で実施している後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,318人。

検診項目として、大腸がん検診が含まれることから大腸がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると117,778人・31.4%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：6.0%、女性12.4%(対象者は40～69歳の全人口)

④ 子宮がん

対象者（人）	平成30年度受診者（人）	平成29年度受診者（人）	2年連続受診者（人）	受診率（％）
295,587	45,851	44,622	6,551	28.4

※受診率＝（平成30年度受診者＋平成29年度受診者－2年連続受診者）／対象者＊100

※妊婦健康診査での20歳以上の子宮頸がん検診受診者も含む

	H30年度 受診者 （人）	H29年度 受診者 （人）	要精密 検査 （人）	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑い がある	がん以外の 疾患	未受診	未把握	
頸 部	20～24歳	1,131	1,127	33	3	0	2	15	5	8
	25～29歳	2,626	2,662	73	4	0	3	47	9	10
	30～34歳	4,162	4,195	80	10	0	2	51	7	10
	35～39歳	4,807	5,026	80	4	0	1	51	15	9
	40～44歳	4,728	4,632	63	5	3	3	38	9	5
	45～49歳	4,648	4,551	62	5	3	1	36	10	7
	50～54歳	3,762	3,406	27	6	1	0	14	1	5
	55～59歳	2,856	2,202	10	1	1	0	7	1	0
	60～64歳	2,211	1,752	6	0	0	0	5	1	0
	65～69歳	2,361	2,096	8	0	2	0	5	0	1
	70～74歳	2,066	1,644	8	2	0	1	1	1	3
	75～79歳	1,187	891	5	0	2	0	3	0	0
	80歳以上	442	378	6	0	2	0	2	1	1
計	36,987	34,562	461	40	14	13	275	60	59	
体 部	20～24歳	39	47	0	0	0	0	0	0	0
	25～29歳	143	171	0	0	0	0	0	0	0
	30～34歳	415	451	1	0	0	0	0	0	1
	35～39歳	804	919	4	2	1	0	0	1	0
	40～44歳	2,955	2,908	5	1	0	0	0	3	1
	45～49歳	3,314	3,252	9	3	4	0	0	2	0
	50～54歳	2,656	2,426	10	3	1	0	3	2	1
	55～59歳	1,783	1,360	7	1	4	0	0	2	0
	60～64歳	1,206	956	5	1	0	0	1	1	2
	65～69歳	1,138	972	8	2	3	0	0	1	2
	70～74歳	927	721	4	0	2	0	0	0	2
	75～79歳	450	340	1	0	1	0	0	0	0
	80歳以上	149	144	3	1	1	0	0	0	1
計	15,979	14,667	57	14	17	0	4	12	10	

※20歳以上の妊婦健康診査の受診者数8,864人を除く

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は14.6%（対象者は20～69歳の全人口）

⑤ 乳がん

対象者（人）	平成30年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	平成29年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	受診率（%）
232,344	30,568	21,038	65	22.2

※受診率＝（平成30年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者＋平成29年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者－2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者）／対象者＊100

	H30年度受診者（人）	H29年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員						
				異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握	
視触診方式のみ	40～44歳	14	12	2	1	0	0	0	0	1
	45～49歳	4	13	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	14	5	0	0	0	0	0	0	0
	55～59歳	21	6	0	0	0	0	0	0	0
	60～64歳	13	11	0	0	0	0	0	0	0
	65～69歳	50	34	0	0	0	0	0	0	0
	70～74歳	86	46	1	0	0	0	0	0	1
	75～79歳	118	62	2	0	0	0	2	0	0
	80歳以上	168	90	2	0	0	0	1	0	1
	計	488	279	7	1	0	0	3	0	3
視触診方式及びマンモグラフィ	40～44歳	4,226	4,266	467	123	6	9	288	6	35
	45～49歳	4,258	3,336	371	88	5	5	232	11	30
	50～54歳	3,764	2,590	285	61	11	4	177	13	19
	55～59歳	3,283	2,077	187	50	5	4	106	4	18
	60～64歳	3,041	1,932	147	51	15	2	68	1	10
	65～69歳	3,946	2,564	246	84	12	6	124	5	15
	70～74歳	3,974	2,164	212	65	14	7	98	8	20
	75～79歳	2,820	1,443	114	37	8	6	54	5	4
	80歳以上	1,256	666	74	27	12	3	22	3	7
	計	30,568	21,038	2,103	586	88	46	1,169	56	158
合計	31,056	21,317	2,110	587	88	46	1,172	56	161	

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は15.1%（対象者は40～69歳の全人口）

⑥ 前立腺がん

	H30年度 受診者(人)	H29年度 受診者(人)	要精密検査 (人)	精密検査 受診者(人)	がんであった者 (人)
50～54歳	1,237	1,306	26	7	0
55～59歳	1,408	1,269	44	18	3
60～64歳	2,084	2,120	126	61	9
65～69歳	4,478	4,581	379	192	28
70～74歳	6,211	5,532	618	304	54
75～79歳	5,682	4,584	624	276	45
80歳以上	929	863	130	48	5
計	22,029	20,255	1,947	906	144

※平成26年度から、対象者を50歳以上80歳以下で前年度未受診の方に変更

(6) がん検診要精密検査未受診者対策

[保健所・保健センター]

精密検査受診率向上を目的として、一次検診受診後約4ヶ月が経過の際、精密検査受診未把握者を対象に「受診状況確認」と「受診勧奨」を実施している。

また、乳がん検診及び子宮がん検診については、未把握(返信なし)者に対し、さらに電話等にて受診勧奨を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針等 〉

精密検査未受診者状況

(人)

検診	発送数	再 掲								
		受診	未受診理由(複数回答あり)							その他
			今後受診 予定	忘れてい た	受診の仕 方がわか らない	医師の説 明不十分	不 安	拒 否	その他	
総 数	2,721	1,251	154	64	13	19	13	128	111	60
胃がん	216	120	9	4	1	1	1	5	5	5
肺がん	700	348	30	11	8	7	2	17	30	11
大腸がん	1,544	611	97	40	4	11	8	101	67	42
子宮頸がん	72	49	5	1	0	0	1	0	2	0
子宮体がん	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0
乳がん	181	118	13	8	0	0	1	5	7	2

※平成30年度4月発送～3月発送まで

(7) 成人歯科健康診査

[保健所・保健センター]

40歳から75歳の市民(4月1日生まれの75歳を除く)を対象に、成人期の歯周疾患・う蝕等歯科疾患の予防及び口腔衛生に対する意識の高揚を図るため、市内個別医療機関で成人歯科健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診(歯周疾患、う蝕の有無など)、歯科保健指導
(根拠法令等 : 健康増進法第19条の2)

①受診者及び指導区分別状況 (人)

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40～49歳	1,859	1,002	706	151
50～59歳	1,540	836	563	141
60～69歳	1,739	1,000	575	164
70～75歳	1,497	894	462	141
合 計	6,635	3,732	2,306	597

②要精検者の内訳(複数)

③受診者及び指導区分別状況(健康増進法分) (人)

精 検 内 容	延人員
歯周ポケット1(4～5mm)	2,385
歯周ポケット2(6mmを超える)	772
未処置歯あり	1,367
要補綴歯あり	315
生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する	82
その他の所見あり	411

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40歳	406	221	152	33
50歳	147	81	51	15
60歳	151	75	66	10
70歳	257	151	78	28
計	961	528	347	86

④要精検者の状況(平成29年度の精密検査結果)(健康増進法分) (人)

年 齢	要精密検査者	精密検査受診者			未受診	未把握
		異常認めず	歯周疾患であつた者	歯周疾患以外であつた者		
40歳	264	34	59	66	52	53
50歳	106	18	20	18	15	35
60歳	103	11	32	10	16	34
70歳	232	34	89	29	26	54
計	705	97	200	123	109	176

(8) 口腔機能健康診査

[保健所・保健センター]

77歳以上、4月1日生まれの76歳、4月1日生まれを除く76歳及び4月1日生まれの75歳のうち後期高齢者医療被保険者ではない市民を対象に、高齢期における口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため、市内個別医療機関で口腔機能健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診(歯周疾患、う蝕の有無など)、口腔機能評価
(根拠法令等 : さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第8条の(6))

①受診者及び指導区別状況

(人)

受診者	健診結果		
	要精検・要治療	要指導	異常なし
1,400	911	269	220

②要精検・要治療者の内訳(複数) (人)

要精検・要治療内容	延人員
う蝕	295
歯周疾患	770
義歯	165
口腔機能	243
その他	63

(9) 訪問歯科健康診査

[保健所・保健センター]

40歳以上の在宅要介護者で健診の機会に恵まれない市民を対象に、口腔状態の改善を図るため、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、歯科健診と歯科保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 歯科口腔保健の推進に関する法律第9条 〉

訪問歯科健康診査実施状況

(人)

	受診者	健診結果				
		異常なし	要治療	要口腔衛生指導	処置不要	処置不能
総数	0	0	0	0	0	0
内訳	西区	0	0	0	0	0
	北区	0	0	0	0	0
	大宮区	0	0	0	0	0
	見沼区	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0
	桜区	0	0	0	0	0
	浦和区	0	0	0	0	0
	南区	0	0	0	0	0
	緑区	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	0	0	0

※健診結果は複数判定あり

5 訪問指導

[保健センター]

健康問題を抱えており保健指導が必要と認められる者またはその家族等(介護予防事業対象者・介護保険の給付を受けている者・特定保健指導を受けている者を除く)を対象に、疾病の予防及び健康の保持・増進を図るため、保健センターの保健師・管理栄養士・歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項・第19条の2 〉

訪 問 指 導 実 施 状 況

40 歳以上を対象にした訪問

	要指導者等		閉じこもり 予防		介護家族者		寝たきり者						認知症のもの		その他		合計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員		延人員				実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
							口腔衛 生指導	栄養 指導	口腔衛 生指導	栄養 指導	口腔衛 生指導	栄養 指導							
総 数	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	6	9
内 訳	西 区	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	4	7
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

40 歳未満を対象とした訪問

	女性ヘルスチェック 事後指導者		身体障害		知的障害		その他		合 計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総 数	0	0	1	1	0	0	1	11	2	12	
内 訳	西 区	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	1	11	1	11
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 栄養・食生活

地域における行政栄養士業務の基本指針に基づき、保健センターでは健康づくり教室、生活習慣の改善等の健康づくり相談、栄養指導等の市民に対する直接的な事業を行い、保健所では、健康づくり・栄養改善事業の企画立案・専門的な情報の収集・提供、栄養関係団体等の支援及び栄養指導、給食施設の栄養管理指導等を実施している。

(1) 栄養関係団体等育成支援

【保健所】

保健所では、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組みを推進する栄養関係団体(3団体)に対し、育成及び支援を行っている。

このうち、食生活改善推進員協議会に対して、保健センターでは推進員の養成及び地区会員の育成、保健所では地区リーダーの育成などの支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について (平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 4) 〉

栄養関係団体の概要及び支援状況

団体名	会員等	支援状況(回)	
		役員会	研修会等
さいたま市保健所管内給食研究会	病院・事業所等の給食管理者、栄養士、調理師等 会員施設数 52施設	12	4
地域活動栄養士会	地域活動栄養士(未就業及び非常勤の栄養士)及び在宅栄養士人材登録者	-	1
さいたま市食生活改善推進員協議会	地域で活動する食生活改善推進員養成講座等修了者 グループ数 40グループ、会員数 580人	4	3
合 計		16	8

栄養関係団体等育成事業実施状況

実施日・会場	内 容	講 師	対 象 者	参加者数
平成30年7月9日 さいたま市保健所	第1回 給食施設従事者等研修会 講義 「大量調理施設衛生管理マニュアルの改正について」 「ノロウイルスによる食中毒の予防と対策について」 グループワーク 「衛生管理について」	保健所 食品衛生課 食品衛生監視員	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある病院・介護老人保 健施設・老人福祉施設・ 社会福祉施設・事業所 等の栄養士・調理師等	114名
平成30年11月27日 さいたま市保健所	第2回 給食施設従事者等研修会 講義 「高齢者の適切な栄養管理について」 グループワーク・情報交換	東京家政大学 家政学部 栄養学科 教授 和田 涼子 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある病院・介護老人保 健施設・老人福祉施設・ その他(有料老人ホー ム)等に従事する栄養 士、調理師、看護師、言 語聴覚士等	84名
平成31年1月10日 さいたま市保健所	第3回 給食施設従事者等研修会 講義 「危機発生時!その時あなたは!? ~何から取り組め ばいいの?~」 グループワーク ~HUG(避難所運営ゲーム)を体験してみよう~	東京家政大学 家政学部 栄養学科 助教 原田 萌香 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある学校・児童福祉施 設・事業所等に従事す る施設管理者、栄養 士、調理師、保育士等	93名

平成31年2月1日 さいたま市保健所	第4回 給食施設従事者等研修会・さいたま市保健所管内給食研究会研修会 合同研修会 講義 『今、知るべき！食の地域連携』 ～「日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013」を正しく理解していますか？～ グループワーク・情報交換	東京医療保健大学 医療保健学部 医療栄養学科 教授 小城 明子 氏	さいたま市健康増進法施行細則第3条に基づく給食開始届の提出のある病院・介護老人保健施設・老人福祉施設・その他(有料老人ホーム)等に従事する栄養士、調理師、看護師、言語聴覚士等	105名
平成31年2月15日 さいたま市保健所	栄養・健康づくり業務従事者等研修会 講義 「災害時の食支援 ～行政の立場として必要なことは～」 グループワーク	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 国際栄養情報センター 国際災害栄養研究室長 笠岡(坪山) 宣代 氏	さいたま市の栄養士、保健師、歯科衛生士、事務職(健康増進課、病院、保健所、保健センター、保育課、総合療育センター、児童相談所、健康教育課、各小学校・中学校、給食センター、特別支援学校、保健総務課、防災課、区役所総務課)	30名
平成30年7月27日 さいたま市保健所	在宅栄養士スキルアップ研修 講義 「国民健康・栄養調査業務研修」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	在宅栄養士人材育成講座受講者のうち、在宅栄養士名簿登録者	8名
平成30年7月2日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10地区合同研修会 講義 「第3次さいたま市食育推進計画について」	健康増進課 管理栄養士	さいたま市食生活改善推進員協議会会員	105名
平成30年10月10日 岩槻区保健センター	さいたま市食生活改善推進員協議会 10地区合同研修会 講義 「生活習慣病予防の食事」 調理実習 「生活習慣病予防の食事」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市食生活改善推進員協議会の10区リーダー	38名
平成31年1月9日 さいたま市保健所	さいたま市食生活改善推進員協議会 10地区合同研修会 講義 「フレイルについて」	社会医療法人さいたま市民医療センター診療技術部リハビリテーション科 理学療法士 大熊 克信 氏	さいたま市食生活改善推進員協議会会員	106名
合 計				683名

(2) 食生活改善推進員養成講座

【保健センター】

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、養成講座を実施している。(1コース 4日間)

- 【内容】
- ①健康づくりについての総論
 - ②健康づくりのための食生活・運動・休養・歯についての講義及び実習・実技
 - ③食品衛生と食の安全についての講義
 - ④食生活改善地域組織活動について

〈 根拠法令等 : 食育基本法第21条 〉

食生活改善推進員養成講座開催状況

開催回数	実人員	延人員	修了人員
4	47	135	31

(3) 食生活改善推進員育成支援

[保健センター]

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

食生活改善推進員育成支援実施状況

		開催回数	参加延人員	内 容
総 数		103	1,793	・講義 ・調理実習 ・運動
内	西 区	6	112	
	北 区	10	229	
	大宮区	12	153	
	見沼区	13	225	
	中央区	16	242	
	桜 区	9	129	
訳	浦和区	13	164	
	南 区	7	119	
	緑 区	8	148	
	岩槻区	9	272	

(4) 親子食育講座（健康づくり教室 再掲）

[保健センター]

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 19 条・第 21 条 〉

会場		西区	北区	南区	緑区	岩槻区	合計
参加者数	保護者	10	14	14	13	11	62
	児	12	19	18	17	14	80

(5) 食育推進情報交換会

市内小・中学校等の栄養教諭・学校栄養職員等と食育に関する情報交換を行うことで、それぞれの現場における問題や課題に対する取組みについての情報を共有し、今後の食育の普及啓発に活用することを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

会場	大宮区	中央区	南区	合計
参加者数	20	17	20	57

(6) 給食施設等指導**[保健所]**

喫食者(市民)の健康づくりのための食環境を整備するため、保健所では、病院、保育所、福祉施設、学校等の給食施設における栄養管理状況を把握し、必要に応じて施設の巡回指導、電話、来所相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 22 条 〉

施設の種別別栄養管理状況等把握状況

施設の種別	施設数 (平成30年度末現在)	特定給食施設			小規模給食施設・その他給食施設		
		施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数	施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更 廃止届出数
小学校	109	107	106	198	2	2	1
中学校	60	60	60	135	0	0	0
高校・幼稚園等	35	20	18	3	15	14	5
病院	40	24	26	29	16	14	7
介護老人保健施設	23	20	22	10	3	1	2
老人福祉施設	98	55	60	46	43	26	10
児童福祉施設	267	118	118	99	149	125	62
社会福祉施設	27	4	4	0	23	18	8
事業所	59	42	40	15	17	12	3
寄宿舎	3	0	0	0	3	2	2
矯正施設	2	1	1	0	1	1	0
自衛隊	1	1	1	0	0	0	0
一般給食センター	1	1	1	0	0	0	0
その他	55	16	13	11	39	32	19
計	780	469	470	546	311	247	119

給食施設等指導状況

	特定給食施設		その他の 給食施設	計
	1回100食以上 又は 1日250食以上	1回300食以上 又は 1日750食以上		
栄養管理指導 延べ施設数	68	2	91	161

(7) 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）

[保健所]

保健所では、国からの委託を受けて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、「国民健康・栄養調査」を行っている。

- 【内容】
- ・栄養摂取状況調査：世帯全員の食事記録(1日分)及び歩行数
 - ・身体状況調査：身長・体重・腹囲・血圧・血液検査・服薬の有無・運動の状況
 - ・生活習慣調査：満20歳以上 生活習慣（休養・睡眠・飲酒・喫煙・歯の健康）

〈 根拠法令等：健康増進法第10条 〉

国民健康・栄養調査実施状況 【調査時期 平成30年11月】

調査地区	調査実施 対象世帯数	調査実施 世帯数	栄養摂取状 況調査(人)	身体状況 調査(人)	血液検査 (人)	歩数計調査 (人)	身体状況調査会場
西区	18	8	19	7	6	13	下宝来自治会館
大宮区	19	6	14	8	7	13	桜木小学校
浦和区	16	3	8	2	1	4	常盤一・二丁目自治会館
合計	53	17	41	17	14	30	

(8) 栄養関係相談・指導

[保健所]

保健所では、健康増進法及び食品表示法に基づき下記の相談・指導を実施している。

① 食品表示法に基づく相談・指導

市内の食品製造業者や健康食品製造業者等から、販売食品(保健機能食品を含む)の栄養表示に関する相談・指導業務を実施している。

相談件数	35件
------	-----

② 虚偽・誇大広告に関する相談・指導（健康増進法第31条第1項）

市内の健康食品製造業者や広告代理店等から、販売食品のパッケージの表示内容や商品を掲載している広告媒体(チラシ・インターネット等)に関する相談・指導業務を実施している。

相談・指導件数	7件
---------	----

③ 栄養相談

市民を対象に、栄養相談を実施している。

相談件数	2件
------	----

7 歯科保健

保健センターでは、歯科健康教育・身近な歯や口腔に関する相談などを実施し、保健所では、専門的な歯科保健事業を実施している。

(1) 歯科保健教室

[保健センター]

40歳未満の市民を対象に、保健センターで歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

〈 根拠法令等：健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

歯科保健教室実施状況

		回数	延人員
総数		8	141
内 訳	西区	1	28
	北区	2	30
	大宮区	3	30
	見沼区	0	0
	中央区	1	26
	桜区	0	0
	浦和区	0	0
	南区	1	27
	緑区	0	0
	岩槻区	0	0

(2) 歯科相談

[保健所]

歯や口腔に関するさまざまな悩みをもつ人に、嘱託歯科医師、歯科衛生士が相談指導を実施している。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

歯科相談実施状況

来所相談		電話相談	
実人員	延人員	実人員	延人員
0人	0人	7人	7人

(3) 訪問口腔衛生指導

[保健所]

歯や口腔に問題を抱えながら在宅療養をしている者とその家族等を対象に、保健所の歯科衛生士が家庭訪問を実施し、疾病予防などに関する必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等：地域保健法第6条 〉

訪問口腔衛生指導実施状況

実人員	延人員
0人	0人

8 特定保健指導（積極的支援）

[保健センター]

さいたま市は国民健康保険加入者(40歳から74歳)に対して、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機づけ支援」に該当した者は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、また、「積極的支援」に該当した者に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 高齢者の医療の確保に関する法律 〉

(令和元年5月末現在)

	積極的支援		
	対象者数	実施者数	実施率
総数	1251	124	9.9%
西区	100	3	3.0%
北区	147	12	8.2%
大宮区	126	24	19.0%
見沼区	192	17	8.9%
中央区	77	17	22.1%
桜区	109	9	8.3%
浦和区	135	13	9.6%
南区	146	11	7.5%
緑区	103	7	6.8%
岩槻区	116	11	9.5%

9 健康被害対策

[保健所]

保健所では、公害などで、市民の健康に影響が生じた場合、健康相談の窓口として現状把握等に努めている。

(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握

光化学スモッグ注意報等は、埼玉県が発令し、市は防災無線などにより周知を図っている。

光化学スモッグが発生すると、目やのどへの刺激などの健康被害が生じる場合がある。市内でこのような健康被害が発生した場合、被害状況を集計し、埼玉県に報告している。また、必要に応じて調査等を実施している。

平成 30 年度のさいたま市を含む県南中部の発令状況は、注意報 7 回、警報 0 回であった。また、健康被害の報告は 0 件だった。

(2) 石綿による健康被害相談等の受付

平成 17 年 7 月から、石綿に関する健康相談窓口を設置し、平成 30 年度は 4 件の相談を受けた。

また、平成 18 年 3 月 27 日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度の施行により、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付窓口が保健所に設置され、平成 30 年度は 1 件の申請を受け付けた。

(3) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査(環境省の委託事業)

過去に石綿(アスベスト)にばく露した可能性のある人に対し、健康被害への不安をやわらげるとともに、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に役立てて頂くために、平成 29 年度より環境省の委託を受け実施した。内容は、問診、実施医療機関での CT 撮影、保健指導で、平成 30 年度は 150 名定員のところ 101 名の申込みを受けた。

第5章 難病及び原爆被害者対策

さいたま市では難病対策事業として、保健所において医療費の公費負担事業、難病相談及び患者・家族の活動支援等を実施している。

1 難病等医療費公費負担

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成 27 年1月1日施行)では、いわゆる「難病」を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めている。

保健所では、同法に基づく指定難病に対する医療給付のほか、埼玉県が難病対策事業として実施している「特定疾患」「県単指定難病」「先天性血液凝固因子欠乏症」の医療給付制度の經由事務及び、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業を実施している。

なお、申請は、保健センターでも受付けている。

〈 根拠法令等 : 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病対策要綱、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業実施要綱 〉

(1) 指定難病医療給付事業

指定難病医療給付事業は、国が指定する 331 疾病が対象となっている。

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

受給者数	7,598 人
------	---------

(2) 特定疾患等医療給付制度 (埼玉県への經由事務)

特定疾患等医療給付制度は、特定疾患 4 疾患(スモン等)と、県単指定難病 4 疾患(橋本病等)が対象となっている。(平成 31 年 3 月 31 日現在)

受給者数	17 人
------	------

(3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度(埼玉県への經由事務)

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度は、血友病 A 等が対象となっている。

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

受給者数	44 人
------	------

(4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費支給認定事業として実施している。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 19 条の 2 〉

小児慢性特定疾病医療給付受給者状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

		受給者数
総 数		1,148
疾患群別内訳	悪性新生物	165
	慢性腎疾患	62
	慢性呼吸器疾患	52
	慢性心疾患	250
	内分泌疾患	229
	膠原病	44
	糖尿病	64
	先天性代謝異常	26
	血液疾患	25
	免疫疾患	11
	神経・筋疾患	83
	慢性消化器疾患	97
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	21
	皮膚疾患	3
	骨系統疾患	11
脈管系疾患	5	

2 難病患者等支援

(1) 保健相談指導

神経筋疾患の患者を中心に精神面を含むさまざまな支援が必要な患者に対し、保健師等が個別の相談指導を行っている。

保健相談指導実施状況

実施方法	内訳	延人員
訪問	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	40
	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症	21
	その他	10
電話	指定難病	5,512
	小児慢性特定疾病等	1,299
面接	指定難病	20
	小児慢性特定疾病等	1

(2) 患者会支援

パーキンソン病患者と家族の会について支援を行っている。平成 24 年度から、脊髄小脳変性症 (SCD)・多系統萎縮症(MSA)の患者と家族の会が立ち上がり、月 1 回の交流を実施した。また、筋萎縮性側索硬化症 (ALS)の患者会についても、平成 28 年 3 月から毎月交流会を行った。

(3) 医療講演会・交流会

難病患者や長期に療養を必要とする子どもとその保護者を対象に、日常生活を送る上での不安や悩みを軽減するため、医療講演会と家族同士の交流会を開催した。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 19 条の 2 、難病特別対策推進事業実施要綱 〉

講演会・交流会支援状況

実施日	内容	参加者数
平成30年5月21日	慢性心疾患をもつお子さんと保護者の交流会	10
5月24日	神経・筋疾患医療講演会・交流会 (摂食嚥下)	12
6月19日	SCD・MSA交流会～ベタンクで体を動かす～	9
7月20日	慢性心疾患をもつお子さんと保護者の交流会	13
9月8日	慢性疾患児の学校生活講演会・交流会	16
10月20日	ALS 医療講演会・交流会	27
11月12日	慢性心疾患をもつお子さんと保護者の交流会	10
11月17日	全身性強皮症・皮膚筋炎 ／多発性筋炎 医療講演会	44
平成31年3月8日	パーキンソン病 医療講演会	339

(4) 医療従事者研修

訪問看護師等の資質向上を図るため、研修会を開催した。

〈 根拠法令等 : 難病特別対策推進事業実施要綱 〉

研修実施状況

実施日	内容	回数	参加者数
平成31年2月17日	神経難病患者へのコミュニケーション支援について	1	10

3 原爆被害者対策（埼玉県への経由事務）

保健所では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康手帳の交付や変更に関する申請及び健康管理手当などの各種給付の申請を受付けている。

申請受付状況

区 分	申請件数
被爆者健康手帳 (二世手帳交付、変更届等)	29
各種手当申請 (健康管理・一般疾病医療費等)	199

第6章 精神保健

さいたま市の精神保健福祉は、保健所、保健センター、区役所支援課、こころの健康センターなどの関係課所が連携し、事業を進めている。

保健センターでは、一次相談、ソーシャルクラブ、精神科医による相談等を、区役所支援課では、福祉サービスに関する相談を行っている。また、保健所では、専門相談機関として相談全般及び受診援助を行うとともに、保健センター、支援課、福祉課、障害者生活支援センター等への技術協力を行っている。さらに、こころの健康センター(精神保健福祉センター)では、保健所、保健センター、区役所支援課への技術協力、教育研修及び専門相談等を行っている。

1 精神保健相談

[保健所・保健センター]

保健所、保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 47 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項関係 〉

(1) 電話相談

	実人員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員													計の再掲				
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	災害		
																				延	人
総 数	1426	42	590	111	141	67	12	1	71	1282	23	1	5405	7114	46	105	7	1	1		
保 健 所	1106	31	406	60	138	51	9	0	63	457	4	0	3228	4010	30	87	0	1	0		
保 健 セ ン タ ー	西 区	29	3	26	2	0	4	0	1	5	0	0	239	252	1	4	0	0	0		
	北 区	27	2	15	0	1	0	0	0	3	0	0	80	84	2	3	0	0	1		
	大 宮 区	39	2	15	1	0	0	0	0	2	53	14	0	92	162	0	7	7	0		
	見 沼 区	23	1	5	0	0	0	0	0	17	0	0	140	157	2	0	0	0	0		
	中 央 区	22	1	5	2	0	0	0	0	317	0	0	664	983	0	0	0	0	0		
	桜 区	21	1	20	1	0	2	3	0	0	90	0	0	28	124	0	1	0	0	0	
	浦 和 区	59	0	28	1	0	4	0	0	4	272	5	0	197	483	1	1	0	0	0	
	南 区	35	1	17	1	2	5	0	0	1	25	0	1	66	101	9	2	0	0	0	
	緑 区	24	0	16	42	0	0	0	0	0	31	0	0	133	206	0	0	0	0	0	
岩 槻 区	41	0	37	1	0	1	0	0	0	12	0	0	538	552	1	0	0	0	0		

(2) 来所面接

	実人員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員													計の再掲				
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	災害		
																				延	人
総 数	484	18	210	21	52	17	1	1	15	178	4	3	735	1027	27	23	5	3	0		
保 健 所	294	16	107	14	47	14	1	0	11	89	0	0	411	587	13	13	1	3	0		
保 健 セ ン タ ー	西 区	19	1	18	0	1	0	0	1	6	0	0	30	38	1	1	0	0	0		
	北 区	25	1	15	0	1	0	0	3	2	0	0	40	46	5	2	0	0	0		
	大 宮 区	22	0	10	2	0	1	0	0	13	2	0	25	43	1	3	3	0	0		
	見 沼 区	25	0	4	0	1	0	0	0	15	0	1	64	81	3	0	0	0	0		
	中 央 区	7	0	1	0	0	0	0	0	15	0	0	46	61	0	0	0	0	0		
	桜 区	2	0	2	1	1	0	0	0	2	0	0	0	4	1	0	0	0	0		
	浦 和 区	19	0	8	0	0	1	0	0	12	0	0	24	37	0	1	0	0	0		
	南 区	22	0	12	0	0	1	0	0	10	0	2	37	50	1	1	0	0	0		
	緑 区	22	0	9	1	0	0	0	0	7	2	0	27	37	1	0	0	0	0		
岩 槻 区	27	0	24	3	1	0	0	1	0	7	0	0	31	43	1	2	1	0	0		

(3) 家庭訪問

	実人員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員													計の再掲				
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	災害		
総 数	1064	16	274	38	211	33	0	0	24	281	4	1	2114	2706	17	101	0	0	1		
保 健 所	942	10	224	24	203	30	0	0	24	198	1	1	1802	2283	10	74	0	0	1		
保 健 セ ン タ ー	西 区	10	1	9	0	0	2	0	0	0	1	0	0	51	54	0	22	0	0	0	
	北 区	13	1	4	0	0	0	0	0	9	0	0	18	27	1	0	0	0	0		
	大 宮 区	17	1	3	0	0	0	0	0	7	1	0	33	41	0	0	0	0	0		
	見 沼 区	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17	17	0	0	0	0	0		
	中 央 区	11	2	4	0	1	0	0	0	19	0	0	57	77	0	0	0	0	0		
	桜 区	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	1	5	0	0	0	0	0		
	浦 和 区	23	1	7	0	5	1	0	0	18	1	0	44	69	0	4	0	0	0		
	南 区	16	0	6	5	2	0	0	0	1	0	0	37	45	6	1	0	0	0		
	緑 区	20	0	9	9	0	0	0	0	22	1	0	50	82	0	0	0	0	0		
	岩 槻 区	3	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	4	6	0	0	0	0	0		

(4) 関係機関との相談

	実人員	延 人 員													計の再掲				
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	自殺者の遺族	犯罪被害	災害		
総 数	911	146	150	89	23	1	77	450	13	1	3501	4451	31	87	21	1	0		
保 健 所	770	115	143	87	23	1	74	305	4	0	3138	3890	25	70	11	1	0		
保 健 セ ン タ ー	西 区	18	3	0	0	0	0	3	0	0	77	83	0	1	0	0	0		
	北 区	14	0	0	0	0	0	1	0	0	35	36	0	0	0	0	0		
	大 宮 区	17	0	0	0	0	0	20	4	0	29	53	0	11	10	0	0		
	見 沼 区	18	0	0	0	0	0	3	0	0	43	46	1	0	0	0	0		
	中 央 区	3	0	0	0	0	0	5	0	0	33	38	0	0	0	0	0		
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	浦 和 区	42	1	0	0	0	0	3	82	2	0	89	177	0	0	0	0		
	南 区	13	2	6	1	0	0	19	0	1	40	69	5	5	0	0	0		
	緑 区	11	25	0	0	0	0	10	0	0	13	48	0	0	0	0	0		
	岩 槻 区	5	0	1	1	0	0	2	3	0	4	11	0	0	0	0	0		

(5) 電子メールによる相談(市民対象)

【保健所・保健センター】

保健所・保健センターでは電子メールによる相談を受け、必要に応じて電話相談や面接につなげている。

(件)

保健所	保健センター	合計
78	42	120

(6) 精神科救急情報センター

平成15年11月1日から、埼玉県とさいたま市が共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置し、夜間・休日の市民等からの緊急的な精神科医療相談を受け、助言や必要に応じ医療機関の紹介を行っている。警察官通報（精神保健福祉法第23条）の処理も行うため、さいたま市からは保健所職員がローテーション勤務している。

精神科救急情報センター電話受付件数

	救急相談電話	通報専用電話
総 数（さいたま市以外を含む）	10,853	1,340
さいたま市域分（再掲）	1,368	265

救急相談電話は本人・家族等から、通報専用電話は警察からの電話（処遇相談を含む）。さいたま市は精神科救急情報センターにおいて警察官通報を204件受理した（再掲）。

(7) 受診援助

保健所では、相談の結果、医療機関の受診が必要と判断される場合には、受診に関する支援を実施している。また、精神保健福祉法第22条から第26条の3までの申請、通報、届出を受理し、調査に基づき、精神保健診察を実施し、措置入院業務も行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第22条・第23条・第24条・第25条・第26条・第26条の2・3・第47条 〉

ア 受診援助数、所要時間及び援助結果

(延数)

支援内容	件数	平均所要時間	援助結果
総数	420		
同行受診	8	132分	医療保護入院:3 外来受診:5
申請・通報処理	350	337分	措置入院:120 措置不要:59(医療保護入院:12 任意入院:2 帰宅:45 その他:0) 診察不要:146 ----- 緊急措置入院:19(その後の本鑑定 措置入院:16 医療保護入院:1 帰宅:2) 緊急措置入院不要:6(医療保護入院:1 応急入院:1 帰宅:4)
受診調整	21	371分	医療保護入院: 21
処遇相談 訪問調査	9	234分	医療保護入院: 7 身体科受診のみ: 1 助言のみ:1
受診勧奨	32	90分	

イ 精神保健福祉法に基づく申請、通報処理状況

	受理件数	結果		
		要措置	措置不要	診察不要
総数	350			
① 一般人申請(法第22条)	0	0	0	0
② 警察官通報(法第23条)	措置診察	113	53	103
	緊急措置診察			
③ 検察官通報(法第24条)	18	7	6	5
④ 保護観察所の長の通報(法第25条)	0	0	0	0
⑤ 矯正施設の長の通報(法第26条)	38	0	0	38
⑥ 精神科病院管理者の届出(法第26条の2)	0	0	0	0
⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(法第26条の3)	0	0	0	0

別表

警察官通報(法第23条) 緊急措置診察実施分	受理件数	緊急措置入院の必要なしと診察されたもの	緊急措置入院の必要ありと診察された者の その後の処遇		
			措置入院	措置入院以外の入院	入院以外の処遇
	25	6	16	1	2

ウ 援助事例の疾病分類（国際疾病分類）

（実件数）

国際疾病分類(ICD-10)	総数	相談	申請・通報
	367	17	350
器質性精神障害	12	2	10
精神作用物質使用による精神障害	21	3	18
統合失調症	126	7	119
感情障害	60	3	57
神経症性障害	21	0	21
生理的要因・身体に関連した行動症候群	11	0	11
成人の人格および行動の障害	22	0	22
知的障害	19	0	19
心理的発達の障害	31	1	30
小児期青年期の障害	7	0	7
てんかん	0	0	0
不明・その他	37	1	36

※「相談」数は警察の依頼による受診援助(11件)と保健所での相談から受診援助に至ったケース。

(8) 事例検討会

ア 保健所における事例検討会

[保健所]

処遇困難事例への対応方針を協議するため、定例で関係職員による事例検討会を開催している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

定例事例検討会実施状況

開催回数	参加延人数	検討事例延数
4	49	9

イ 保健センターにおける事例検討会

[保健センター]

保健センターでは、さまざまな事例への対応方針を協議するため、保健所及びこころの健康センターの技術協力を得て、事例検討会を実施している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

事例検討会実施状況

		開催回数
総数		8
内訳	西区	2
	北区	0
	大宮区	1
	見沼区	1
	中央区	1
	桜区	0
	浦和区	2
	南区	0
	緑区	1
	岩槻区	0

(9) 医療観察法に基づく地域処遇

平成 17 年 7 月に施行された「心神喪失の状態で大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律」により、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けることになった場合、その通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察(継続的な医療を確保のための指導)が実施される。

本人への医療、精神保健観察・必要な援助を円滑に行なうための関係機関によるケア会議に参加し、併せて訪問、面接といった必要な援助を保健所、保健センターが行っている。

〈 根拠法令等 : 医療観察法に基づく地域処遇に関する埼玉県運営要領 〉

2 ソーシャルクラブ

[保健センター]

(1) ソーシャルクラブ実施状況

在宅精神障害者を対象に、グループ活動を通して、対人関係や生活リズムを維持または改善し、社会参加の促進を図るため、保健センターでソーシャルクラブを実施している。

また、年度 1 回運営会議及びケース会議を地域ごとに開催している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

ソ ー シ ャ ル ク ラ ブ 実 施 状 況

	開催回数	参加実人員	参加延人員	対 象 者	運営及びケース会議での検討件数
総 数	46	12	149		12
大宮区	18	7	85	西・北・大宮・見沼・中央区在住者	7
浦和区	12	2	23	桜・浦和・南・緑区在住者	2
岩槻区	16	3	41	岩槻区在住者	3

※運営及びケース会議は各地域、年度1回開催。
 ※対象者は、①本人に参加意欲があり、原則として家族の協力が得られる方、②主治医が必要と認めた在宅療養中の方、③公共機関等を利用して、原則として自力で通所が可能な方である。

(2) 精神科医による相談

保健センターにおいて、精神科医による相談を行っている。受理面接、運営相談、市民等からの相談や事例相談も行っている。

ソ ー シ ャ ル ク ラ ブ 受 理 面 接 等 相 談 実 施 状 況

	開催回数	計	内 訳 (件)				対 象 者
			受理面接	運営相談	市民から	保健師相談	
総数	1	2	0	0	0	2	
内 訳	大宮区	0	0	0	0	0	西区・北区・大宮区・見沼区・中央区在住者
	浦和区	0	0	0	0	0	桜区・浦和区・南区・緑区在住者
	岩槻区	1	2	0	0	0	2

※「受理面接」とは、ソーシャルクラブ利用に関わる医師による面接をいう。

3 家族教室

保健所では、回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、疾患についての正しい知識、対応の仕方の習得及び家族の健康の向上を目的に家族教室を実施している。

家族教室実施状況

開催日	会場	内容	参加者数
7月25日 7月26日	保健所 研修室	講義（「統合失調症とは？治療について」 「家族の接し方」 「社会復帰への道と利用できる制度について」）	98名
10月30日 10月31日			74名
3月19日 3月20日		講義（「統合失調症とは？治療について」 「福祉を支える法律について学ぶ」）	111名

4 技術協力

保健所では、精神保健福祉に関する専門相談機関として、保健センター、障害者総合支援センター及び各区役所支援課への助言を行うとともに、それぞれが実施する事業に協力している。

また、家族会や社会復帰施設等から相談があった場合にも対応している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

5 普及・啓発活動

(1) さいたま市はあといきいきプロジェクト

さいたま市では、市民への精神保健福祉の普及・啓発を行うことを目的として、毎年、心の健康に関する講演会を開催している。平成30年度は以下の内容についての講演会を開催し、市民のメンタルヘルスに関する理解や普及啓発に努めている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第46条、平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

開催日	会場	内容	参加者数
10月4日	浦和コミュニティセンター	テーマ:ストレス対処法 『ストレスの活かし方～今日からできるこころの健康法』 講師:山本 晴義 氏 (横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長 心療内科医)	70名
1月22日	大宮ソニックシティ	テーマ:うつ病 『精神科のお薬教室～うつと薬の大事な関係～』 講師:新井 絢子 氏 (埼玉県立精神医療センター 精神科認定看護師)	75名

(2) 講師派遣

保健所では、関係団体や市民及び関係各課からの依頼により、講師派遣を行っている。

実施日	依頼元	実施場所	参加人数
5月29日	見沼区福祉課研修会	見沼区役所	10名
6月22日	見沼区生活援護部会 研修会	見沼区役所	59名
8月22日	岩槻区福祉課研修会	岩槻区役所	17名
9月21日	岩槻区相談支援連絡会	岩槻区役所	17名
10月17日	第8回中央区南部圏域きりしきぷらっと	鈴谷公民館	26名
10月24日	保護観察所情報交換会	さいたま保護観察所	9名
11月21日	子どもケアホーム 情報交換会	子どもケアホーム	13名
11月21日	浦和西警察 情報交換会	浦和西警察署	2名
1月17日	浦和警察 情報交換会	浦和警察署	2名
2月27日	大宮西警察 情報交換会	大宮西警察署	30名

6 市長同意

【保健センター】

医療保護入院の際は、家族等の同意が必要とされているが、精神保健福祉法第33条第3項には「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる」と定められている。そのため、保健センターでは、病院からの依頼があった場合に、家族等に関する事項について確認の上、同意の事務を行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第33条第3項、昭和63年6月22日厚生省保健医療局長通知 〉

「市長同意」の状況

		(件)
		同意数
総数		68
内訳	西区	1
	北区	3
	大宮区	7
	見沼区	15
	中央区	12
	桜区	5
	浦和区	6
	南区	8
	緑区	8
	岩槻区	3

※精神保健福祉法改正により、平成26年度から「その年度に入院に同意した数」へ変更している。

第7章 感染症・結核対策

保健所における通常業務としては、定期的予防接種、40歳以上を対象とした結核の定期健康診断などの予防業務や、感染症の発生に伴うまん延防止策としての消毒並びに健康診断等の実施や結核、エイズ・性感染症等の対策を実施している。

1 予防接種

「予防接種法」等に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を防ぐため、市内の実施医療機関等において定期予防接種を実施している。

(1) 定期予防接種（A類疾病）

種類	インフルエンザ菌b型（ヒブ）			小児用肺炎球菌			
	生後2か月～5歳未満			生後2か月～5歳未満			
対象	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～5歳未満の間	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～2歳未満の間	接種開始時年齢が2歳～5歳未満の間
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔をおいて1回接種	1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種	60日以上の間隔をおいて2回接種	1回接種
実施時期	通年			通年			
医療機関数	235			234			
接種者数	42,044			42,113			

種類	B型肝炎	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合）	ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）	不活化ポリオ（単抗原）	ジフテリア・破傷風混合【第1期】	ジフテリア・破傷風混合【第2期】	BCG
対象	1歳未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	11歳～13歳未満	1歳未満
標準的な接種回数と間隔	3回接種 2回目：生後2か月以降に27日以上の間隔をおいて接種 3回目：生後7か月～9か月未満の間に接種 ※1回目から20週間以上の間隔をおく	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔をおいて1回接種	1回接種 標準的な接種年齢11歳	生後5か月～8か月未満の間に、1回接種
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年	通年	通年
医療機関数	213	247	247	228	312	312	216
接種者数	31,005	42,325	0	180	0	8,860	10,417

種類	麻しん・風しん混合【第1期】	麻しん【第1期】	風しん【第1期】	麻しん・風しん混合【第2期】	麻しん【第2期】	風しん【第2期】	水痘
対象	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	1歳から3歳未満
標準的な接種回数と間隔	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	6か月～12か月の間隔をおいて2回接種
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年	通年	通年
医療機関数	268	268	268	290	290	290	253
接種者数	10,777	0	0	11,075	0	0	20,958

種類	日本脳炎【第1期】	日本脳炎1)【第2期】	ヒトパピローマウイルス（HPV）2)
対象	生後6か月～7歳6か月未満	9歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子
標準的な接種回数と間隔	初回接種：3歳～4歳未満の間に、6日～28日の間隔をおいて2回接種 追加接種：初回接種終了後、概ね1年後に1回接種	1回接種 標準的な接種年齢9歳	・2価ワクチン（サーバリックス） 3回接種 2回目は1か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は2か月半以上の間隔をおく ・4価ワクチン（ガーダシル） 3回接種 2回目は2か月、3回目は1回目から6か月の間隔をおいて接種 ※2回目、3回目の接種は3か月以上の間隔をおく
実施時期	通年	通年	通年
医療機関数	280	300	279
接種者数	38,371	13,385	160

1) 「日本脳炎第2期」は、平成30年度に18歳となる者、9歳に達する者への接種勧奨を行った。

2) 「ヒトパピローマウイルス（HPV）」は、厚生労働省の通知により、平成25年6月14日以降、積極的な接種勧奨を差し控えている。

(2) 定期予防接種（B類疾病）

種 類	インフルエンザ ¹⁾	成人用肺炎球菌
対 象	①65 歳以上の者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって 厚生労働省令で定めるもの	①平成 30 年度に 65 歳、70 歳、75 歳、 80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳 になる者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって 厚生労働省令で定めるもの
接 種 回 数	1 回	1 回
実 施 時 期	平成 30 年 10 月 20 日 ～平成 31 年 1 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日
医 療 機 関 数	549	472
個 人 負 担 金	1,600 円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残 留邦人等支援給付制度の受給者及 び市民税非課税世帯の方は無料)	4,600 円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残 留邦人等支援給付制度の受給者及 び市民税非課税世帯の方は無料)
接 種 者 数	122,150 人	22,885 人

1)「インフルエンザ」の実施時期は 12 月 31 日までとしているが、ワクチン供給量不足などの理由により、1 月 31 日まで延長した。

2 感染症対策

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という)は、危機管理的な考え方による感染症の類型化、医療体制の再整備がなされ、患者等の人権に十分に配慮がなされている。

(1) 感染症発生届出

「感染症法」では、感染症と診断した医師は、一類・二類・三類・四類感染症及び五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しんは直ちに、五類感染症(定点把握対象疾患を除く)は7日以内に最寄りの保健所に届け出ることになっている。

感染症発生届出件数 (件)

総数	二類		三類			四類				五類																			
	結核	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス	E型肝炎	A型肝炎	チクングニア熱	レジオネラ症	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	腸内細菌科細菌感染症	カルバペネム耐性	急性弛緩性麻痺	急性脳炎	ブドウ球菌	クロイツフェルト・ヤコブ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	(HIV感染症含む)	後天性免疫不全症候群	感染性インフルエンザ	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例)	梅毒	症播種性クリプトコックス	破傷風	百日咳	風しん	麻しん
755	218	1	37	0	1	4	14	1	16	14	7	14	4	27	1	10	8	7	41	5	80	1	1	181	58	3	1		

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査、汚染個所の消毒の命令及び接触者等に対して健康診断(細菌検査)の勧告を行っている。

また、他保健所の感染症患者発生に伴い、旅行同行者等の健康調査依頼による健康診断(細菌検査)も行っている。

健康診断(細菌検査)実施状況 (件)

総数	パラチフス	細菌性赤痢	O25	O26	O103	O111	O157	腸管出血性大腸菌 その他
234	1	8	1	5	8	11	190	10

(2) 感染症診査協議会

「感染症法」に基づき、一類・二類感染症患者について、第20条第1項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項等を審議及び第37条における入院患者の医療費の公費負担についての診査を行っている。

また、適正医療を受けるための医療費公費負担申請に基づく診査も行っている。

(「結核医療費公費負担」77ページ参照)

(3) 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による)の集団発生に伴う対応

感染性胃腸炎の集団発生については、高齢者施設、保育園等、市内の施設から報告があり、調査、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染拡大の防止に努めた。

3 結核予防

「感染症法」に基づき、健康診断、結核患者の管理、接触者の感染防止、発病予防、結核医療の推進などを実施している。

(1) 結核検診（定期）

40 歳以上の市民を対象に、結核患者を自覚症状のないうちに発見し、患者の治癒効果を高めるとともに、伝染性疾患である結核を地域に伝播させないことを目的として、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内個別医療機関で実施している。（45 ページ参照）

〈 根拠法令等 : 感染症法 〉

(2) 結核患者登録事務

「感染症法」第 53 条の 12 の規定に基づき、結核患者及び厚生労働省令（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第 27 条の 7）で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理を行っている。

結核登録患者数（平成 30 年 12 月 31 日現在）（人）

総 数	活動性結核				不 活 動 性 不 明 結 核 ・ 活	潜 在 性 結 核 感 染 症
	性 登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽	核 登 録 時 陽 性 そ の 他 の 結	の 登 録 時 陰 性 ・ そ	肺 外 結 核 活 動 性		
484	44	30	9	24	256	121

新登録患者数（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）（人）

区分 年齢	総 数	活動性結核				そ の 他
		陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 登 録 時 陽 性 そ の 他 の	そ の 登 録 時 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性	
総数	162	59	49	19	35	43
0～4歳	0	0	0	0	0	2
5～9歳	0	0	0	0	0	1
10～14歳	0	0	0	0	0	0
15～19歳	2	0	1	1	0	3
20～29歳	9	1	1	4	3	11
30～39歳	15	4	7	4	0	6
40～49歳	17	3	8	3	3	4
50～59歳	24	11	8	2	3	7
60～69歳	19	11	2	3	3	3
70歳以上	76	29	22	2	23	6

(3) 結核医療費公費負担

「感染症法」に基づき、感染症診査協議会では、第 37 条における入院患者の医療費の公費負担、第 37 条の 2 における適正医療を受けるための医療費公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

結核医療費公費負担申請・承認件数

	総数	被用者保険		国民健康 保 険	後期高齢	生活保護	その他	
		本人	家族					
診査総数	554	152	37	107	175	67	16	
37条の2	申請	365	117	36	72	93	42	5
	合格	365	117	36	72	93	42	5
	承認	365	117	36	72	93	42	5
37条	申請	189	35	1	35	82	25	11
	承認	189	35	1	25	82	25	11

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。承認とは、感染症法公費負担基準に適合している場合をいう。

感染症診査協議会開催状況

開催期日	開催回数
毎月第 1～4 水曜日(原則)	48 回

(4) 結核相談

保健所では、医師からの届出に基づき、患者への回復支援と周囲への感染・発症防止を目的に、保健師が病院訪問や面接等により相談を行っている。

相談実施状況 (延数)

総数	訪問指導件数	来所相談件数	電話相談件数
8,040	990	293	6,757

(5) 結核患者及び接触者健診

ア 管理検診

治療終了後もなお経過観察を要する者を対象に、再発防止のため、健康診断を保健所などで実施している。

管理検診実施状況 (延数)

受診者数			検診結果		
総数	保健所実施	医療機関実施	要医療者数	要観察者数	異常なし
89	85	4	0	0	89

イ 接触者健診

周囲への感染・発症防止のため、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所などで健康診断を実施している。

接 触 者 健 診 実 施 状 況 (延数)

	受診者	再掲				健 診 結 果			
		胸部X線撮影	血液検査	ツベルクリン反応検査	喀痰検査	異常なし	結核患者発見	潜在性結核感染症	経過観察
総 数	1,534	1,443	843	39	0	1,505	7	20	1
保健所実施	1,125	1,053	677	36	0	1,096	7	20	1
委託医療機関実施	11	7	4	3	0	11	0	0	0
その他医療機関実施	398	383	162	0	0	398	0	0	0

(6) 結核定期健康診断及び実施報告

潜在患者を発見するため、感染症法第53条の2に基づき、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として定期の健康診断を行うことが義務付けられており、同法第53条の7により保健所で実施者数等の報告を受理している。

(7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進

感染症法第53条の14に基づき、喀痰塗抹陽性結核患者及びその他保健所長が必要と認めた結核患者に対し、対面での直接服薬確認支援事業を実施している。

4 エイズ予防

エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、エイズのまん延防止及び患者感染者への差別・偏見の解消を図ることを目的に、正しい知識の普及啓発並びに相談指導体制の充実を図るなどの対策を講じている。

また、さいたま市は平成18年2月1日厚生労働省より、エイズ対策を講じるにあたり、国と重点的に連絡調整をすべき自治体に選定されており、エイズ対策の強化に取り組んだ。

(1) エイズ予防普及啓発活動

ア 普及啓発用ポスター

サッカーJ1 チーム「浦和レッドダイヤモンズ」と「大宮アルディージャ」の協力を得て、普及啓発用ポスターを作成し、市の施設を中心に、各鉄道会社等にも協力を依頼し掲示をした。

イ サッカースタジアムでの啓発活動

平成30年10月20日に行われた浦和レッズ対鹿島アントラーズ戦で、さいたまスタジアム内広場にテントを設置し、パンフレット・ポスターを展示。ウェットティッシュ、ボディシール等啓発品を配布した。

ウ 各大学学園祭

浦和大学、人間総合科学大学、目白大学、埼玉大学の協力を得て、市内の各大学の学園祭において、 Condom やポケットティッシュ等の配布を通じて普及啓発活動を行った。

エ さいたま市成人式

平成 31 年 1 月 14 日に成人式会場である、さいたまスーパーアリーナで、普及啓発グッズの配布を実施した。



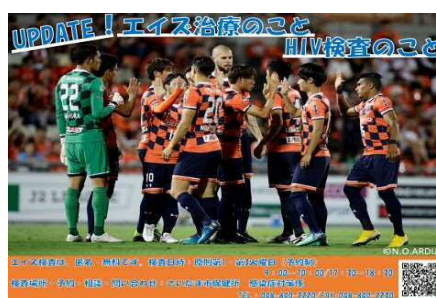
サッカースタジアム啓発活動



各大学の学園祭



浦和レッズポスター



大宮アルディージャポスター

(2) エイズ相談

相談は、保健所において原則月 2 回の検査日や来所時に随時面接及び電話で行い、エイズに関する様々な悩みに対応している。

エイズ相談実施状況 (件)

総数	電話相談	来所相談
2,302	331	1,971

※日曜・臨時相談数含む

(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)

検査は、希望者(予約)に対し、毎月第 1、第 3 火曜日(原則)の昼間及び夜間に保健所で実施している。また、毎月第 2 日曜日(原則)に日曜即日検査を実施している。

H I V 抗体検査及び性感染症検査実施状況

	昼間					夜間				日曜
	HIV検査	梅毒	クラミジア	B型肝炎	C型肝炎	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	即日
検査件数	568	556	360	579	573	211	212	220	218	1,081

(4) 休日HIV(エイズ)・性感染症検査

HIV検査普及週間(6月1日から7日)、世界エイズデー(12月1日)に合わせ、5月27日(日)と11月25日(日)に「HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)日曜無料検査」を実施した。

また、各区区民課窓口、エイズ対策推進協議会委員の大学、公共施設での啓発用グッズの配布や各区役所のプラズマテレビ等への内容掲示など広く検査等の周知を行った。

HIV・性感染症(クラミジア・梅毒)日曜無料検査実施状況

	HIV検査普及週間			世界エイズデー		
	HIV	梅毒	クラミジア	HIV	梅毒	クラミジア
検査件数	55	55	53	13	13	13

(5) エイズ対策推進協議会

さいたま市内におけるエイズ感染の拡大防止を図り、偏見や差別のない社会が作られるよう総合的な対策を推進するため、さいたま市エイズ対策推進協議会を2回開催した。

協議会はエイズ研究機関や市内拠点病院などの医師、看護師、MSW(医療ソーシャルワーカー)や市内大学の学生及び教育委員会、障害支援課職員等の推進委員で構成されており、①HIV感染の予防法の普及や偏見差別をなくす②検査の普及啓発③気軽に受けやすい検査体制④患者支援について等の課題について、それぞれの立場から意見を出し合いエイズ対策事業に反映させている。

5 風しん対策

妊娠を希望する女性等を対象として、予防接種が必要である者を効果的に抽出するための風しん抗体検査を市内実施医療機関で行った。

対 象	①妊娠を希望する 16 歳以上 50 歳未満の女性 ②①の対象となる女性もしくは風しん抗体価が低い妊婦のパートナーの男性
実 施 時 期	平成 30 年 4 月 27 日 ～平成 31 年 3 月 9 日
実 施 場 所	医療機関(個別)
医 療 機 関 数	365 箇所
実 施 人 員	4,546 人

6 肝炎治療特別促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数（核酸アナログ製剤治療更新を除く）		226
内 訳	インターフェロン治療新規	1
	インターフェロン治療新規 2 回目	0
	インターフェロンフリー治療	164
	インターフェロンフリー・再治療	8
	核酸アナログ製剤治療	53
核酸アナログ製剤治療更新		495

7 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院患者に対する治療の研究を目的として行う医療費助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数		0
内 訳	新規	0
	更新	0

8 健康教育

保健所では、学校や職場からの依頼により感染症に対する健康教育を実施している。

実施日	内 容	実施場所	参加人数
平成 30 年 4 月 26 日	N95 マスク装着実習（対象：県内大学生）	さいたま市保健所	35
6 月 25 日	麻しんに関する講習会 （対象：市内保育園職員）	さいたま市保健所	46
6 月 26 日	麻しんに関する講習会 （対象：市内保育園・幼稚園職員）	さいたま市保健所	38
8 月 30 日	からだの成長と性感染症 （対象：養護施設入所中の中高生・施設職員）	児童養護施設 カルテット	10

第8章 食品衛生

さいたま市では、市民が安心して食生活をおくれるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や、施策の方向性を示すものとして平成16年度に「さいたま市食の安全基本方針」を策定した。

保健所では、「食品衛生法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導及び食品の検査並びに食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っている。

1 営業許可

食品衛生法で定められた34業種及び食品衛生に関する条例（埼玉県条例第32号）で定められた6業種について、営業の許可等を行っている。

〈 根拠法令等：食品衛生法第52条、食品衛生に関する条例第2条・第3条 〉

食品衛生法による許可を要する施設数

業種		(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業	業種	(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	1,799	110	197	125	食肉販売業	1,028	101	77	70
	仕出し・弁当屋	242	12	28	22	食肉製品製造業	5	1	0	0
	旅館	43	0	8	2	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0
	その他	7,494	722	533	618	食用油脂製造業	2	0	1	0
菓子(パンを含む)製造業		1,083	100	80	55	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	みそ製造業	4	0	1	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	醤油製造業	0	0	0	0
乳製品製造業		1	0	0	0	ソース類製造業	5	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	酒類製造業	5	0	0	0
魚介類販売業		1,022	100	92	77	豆腐製造業	41	0	3	4
魚介類せり売業		2	0	0	0	納豆製造業	2	0	1	0
魚肉ねり製品製造業		6	0	1	0	めん類製造業	30	1	3	3
食品の冷凍又は冷蔵業		49	2	6	2	そうざい製造業	51	6	7	0
缶詰・瓶詰食品製造業		2	0	0	0	添加物製造業	4	0	1	0
喫茶店営業		1,285	112	116	143	清涼飲料水製造業	7	0	1	0
あん類製造業		2	0	0	0	食品の放射線照射業	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業		4	0	0	0	氷雪製造業	0	0	0	0
乳類販売業		2,006	144	174	163	氷雪販売業	5	0	1	1
食肉処理業		38	4	4	3	計	16,267	1,415	1,335	1,288

食品衛生に関する条例による許可を要する施設数

業種	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃業
菓子種製造業	3	0	0	0
こんにゃく類製造業	5	0	0	0
つけ物製造業	37	0	6	1
魚介類加工業	26	0	3	2
食料品販売業	3,212	208	238	350
行 商	魚介類	2	0	0
	食料品	112	8	4
	豆腐	11	0	0
	小計	125	8	4
計	3,408	216	251	376

2 監視指導

食品関係施設の監視業務は、食品の収去検査業務とともに食品衛生の根幹をなす業務である。監視指導計画に基づき、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行っている。

また、生鮮食品と加工食品の流通拠点である市場を経由する食品の安全を確保するため、大宮市場内に市場監視係を設置し、大宮市場および浦和市場の監視等を重点的に行っている。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条、第 30 条 〉

食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数
飲食店	一般食堂・レストラン	1,799	食肉販売業	1,028	1,074
	仕出し・弁当屋	242	食肉製品製造業	5	10
	旅館	43	乳酸菌飲料製造業	0	0
	その他	7,494	食用油脂製造業	2	2
菓子(パンを含む)製造業	1,083	484	マーガリン又はショートニング製造業	0	0
乳処理業	0	0	みそ製造業	4	3
特別牛乳搾取処理業	0	0	醤油製造業	0	0
乳製品製造業	1	0	ソース類製造業	5	7
集乳業	0	0	酒類製造業	5	1
魚介類販売業	1,022	3,231	豆腐製造業	41	23
魚介類せり売業	2	133	納豆製造業	2	1
魚肉ねり製品製造業	6	7	めん類製造業	30	12
食品の冷凍又は冷蔵業	49	209	そうざい製造業	51	142
缶詰・瓶詰食品製造業	2	1	添加物製造業	4	1
喫茶店営業	1,285	186	清涼飲料水製造業	7	6
あん類製造業	2	2	食品の放射線照射業	0	0
アイスクリーム類製造業	4	1	氷雪製造業	0	0
乳類販売業	2,006	764	氷雪販売業	5	101
食肉処理業	38	178	計	16,267	8,988

食品衛生に関する条例による許可を要する施設の監視件数

業種		施設数 (年度末現在)	監視件数
菓子種製造業		3	0
こんにゃく類製造業		5	0
つけ物製造業		37	75
魚介類加工業		26	101
食料品販売業		3,212	4,627
行 商	魚介類	2	0
	食料品	112	2
	豆腐	11	0
	小計	125	2
計		3,408	4,805

3 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害発生の防止を目的として、市内で製造または流通している食品等の取去検査および買上検査を行っている。

なお、検査はさいたま市健康科学研究センターに依頼している。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条 〉

食品等の検査実施件数

検査項目	国内産		輸入品	
	検体数	項目数	検体数	項目数
微生物	428	883	13	29
理化学	426	30,993	76	11,448
残留農薬 県内産農産物(※再掲) 食品添加物 指定外添加物(※再掲) 防かび剤(※再掲)※1 動物用医薬品 汚染物質(放射能) 汚染物質(その他※2) アレルギー物質 遺伝子組換え食品 自然毒 その他※3	117	26,055	49	10,870
	55	12,051		
	139	3,159	33	368
	98	1,196	17	109
	0	0	12	72
	29	1448	4	206
	80	160	0	0
	36	61	2	4
	27	60	0	0
	0	0	0	0
	13	13	0	0
	27	37	0	0
合計	854	31,876	89	11,477

※1 割りばしの防かび剤(溶出試験)を含む

※2 有機スズ化合物、重金属

※3 酸価、過酸化値、ホウ酸、過マンガン酸カリウム消費量、水分活性

4 違反・苦情の処理状況

監視、収去等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づいて指導等を行っている。

〈 根拠法令等：食品衛生法 〉

違反食品等発見処理件数

		発見区分			合計	
		監視等発見	収去時発見	通報・届出		
違反理由	法違反（疑含む）	第6条(不衛生食品等の販売等の禁止)	0	0	0	0
		第10条(添加物等の販売等の制限)	0	0	0	0
		第11条(食品等の規格及び基準)	0	0	12	12
		第16条(有害器具等の販売等の禁止)	0	0	0	0
		第18条第2項(器具等の規格及び基準)	0	0	0	0
		第19条第2項(表示の基準)	0	0	0	0
		第20条(虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止)	0	0	0	0
		第52条第1項(営業の許可)	3	0	29	32
		その他	0	0	0	0
		(小計)	3	0	41	44
	その他	条例	0	0	0	0
		衛生規範等	1	6	0	7
		その他	0	0	0	0
		(小計)	1	6	0	7
処理内容	行政処分	営業許可の取消し	0	0	0	0
		営業の禁止・停止	0	0	4	4
		食品等の廃棄	0	0	0	0
		食品等の返品	0	0	0	0
		食品等の回収	0	0	0	0
		食品等の移動停止	0	0	0	0
		(小計)	0	0	4	4
	始末書等	報告書	1	6	0	7
		始末書	3	0	29	32
		口頭説諭	0	0	8	8
		(小計)	4	6	37	47
	その他	調査指導依頼	0	0	0	0
		現地調査指導等	1	6	8	15
		(小計)	1	6	8	15

苦情食品（施設）受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
総数	45	56	49	37	50	50	45	39	38	49	41	33	532	
内容	有 症	19	20	17	8	12	16	10	17	19	22	8	12	180
	異物混入	7	12	15	10	13	8	18	7	10	12	14	10	136
	腐敗変敗	1	2	1	0	2	1	1	0	0	1	0	2	11
	表 示	5	6	3	2	5	5	7	4	1	3	9	2	52
	許 可	0	3	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	7
その他	13	13	13	15	18	19	9	11	8	11	9	7	146	

5 食中毒統計

食中毒発生件数は4件で、患者数は45人であった。

〈 根拠法令等：食品衛生法第58条 〉

食中毒発生状況

発生年月	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
平成30年4月	16	4	カキフライ(推定)	ノロウイルスGI,GII	飲食店
平成30年6月	9	8	不明	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店
平成30年6月	46	21	さんまのかば焼き風	ヒスタミン	不明
平成30年8月	12	12	ガパオ風パクチー肉炒め コッペパン(推定)	黄色ぶどう球菌	製造所

6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供

食品安全基本法及び食品衛生法により、食品の安全性確保に関する施策を策定、実施する際には、広く住民の意見を求めなければならないと定められている。

市では「さいたま市食の安全基本方針」を策定し、消費者、事業者及び行政などが積極的に意見交換をすることで、よりよい施策の策定に努めるとともに、消費者主体の活動を支援及び市民講座の開催などの食の安全性に関する知識の普及啓発を実施している。

保健所では、食品衛生情報の提供及び意見交換を行う機会として、以下の事業を行っている。

〈 根拠法令等：食品安全基本法第9条、食品衛生法第64条、第65条 〉

(1) 一日食品衛生監視員

市民を対象に食品衛生の普及啓発を目的として、さいたま市内の大規模製造施設等において、一日食品衛生監視員を実施している。

日時	平成30年8月2日(木) 午後1時~4時30分
場所	株式会社ロッテ 浦和工場
参加者数	24人
内容	監視体験および意見交換

(2) 衛生講習会

食品衛生上の危害の発生防止と地域における食品衛生意識の向上を目的に、食品関係業者等を中心に、広く市民までを対象とした食品衛生講習会を実施している。

食品衛生講習会実施状況

対象者	実施回数	参加人員
食品関係業者	40	2,106
給食従事者	4	359
福祉関係従事者	2	145
市民モニター	1	19
教育関係者	0	0
市民	8	207
合計	55	2,836

第9章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく許可、監視指導

「旅館業法」、「公衆浴場法」、「興行場法」に基づく許可、監視指導等を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 旅館業法第3条、第7条・施行規則第4条 興行場法第2条、第5条・施行細則第5条 公衆浴場法第2条、第6条・施行規則第4条 〉

施設数及び監視指導件数

		施設数 (年度末現在)	許 可	廃 止	監視指導	
旅館業	総 数	94	2	4	18	
	ホテル	60	1	4	10	
	旅館	29	0	0	8	
	簡易宿所	5	1	0	0	
興行場	総 数	30	1	0	0	
	映画館	5	0	0	0	
	スポーツ	7	0	0	0	
	その他	18	1	0	0	
公衆浴場	総 数	105	3	5	34	
	公 営	一 般	0	0	0	0
		そ の 他	14	0	0	1
	私 営	一 般	11	0	0	0
そ の 他		80	3	5	33	

2 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく確認、監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」に基づき、確認並びに監視指導を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 理容師法第11条、第13条 美容師法第11条、第12条、第14条 クリーニング業法第5条、第10条 〉

施設数及び監視指導件数

		施設数 (年度末現在)	確 認	廃 止	監視指導
理 容 所		797	14	28	22
美 容 所		1,896	120	89	52
クリーニング所		841	20	85	70
	一 般	241	3	23	21
	うち特定	13	0	0	0
	取 次	600	17	62	49

※クリーニング所内訳「取次」は無店舗を含む。

3 墓地等の許可及び指導

さいたま市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、経営許可及び指導を行っている。

また、平成 17 年 4 月 1 日より、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的に、「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例」が施行された。

〈 根拠法令等 : 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条、第 11 条 〉

墓地等の許可件数

	施設数 (年度末現在)	新規許可	変更許可	廃止許可
墓地	1,213	0	7	0
火葬場	2	0	0	0
納骨堂	20	0	0	0

※()内は、「墓地、埋葬等に関する法律」第 11 条に基づく届出の再掲

4 特定建築物の監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物(延べ床面積 3,000 m²以上)の届出を受理し、適正に維持管理が行われるよう監視指導している。

また、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条、第 11 条、第 12 条の 2、第 12 条の 4、第 12 条の 5 〉

特定建築物施設数及び監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	届出	廃止	監視指導
特定建築物	337	8	3	7

登録事業数及び監視指導件数

	登録事業数 (年度末現在)	登録	廃止	期限満了	監視指導
総数	214	33	1	27	37
建築物清掃業	31	5	1	3	5
建築物空気環境測定業	11	2	0	2	2
建築物空気調用ダクト清掃業	1	0	0	0	0
建築物飲料水水質検査業	9	2	0	2	3
建築物飲料水貯水槽清掃業	78	11	0	9	12
建築物排水管清掃業	16	1	0	1	1
建築物ねずみ昆虫等防除業	32	6	0	3	7
建築物環境衛生総合管理業	36	6	0	7	7

5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導

ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等を指導している。

ねずみ・衛生害虫の相談指導件数

総数	ねずみ	ダニ	蚊	その他
90	41	7	0	42

6 健康で快適な住宅に関する相談（シックハウス対策）

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱 〉

シックハウスに関する相談・調査件数

相談件数	11	
現場検査件数	9	
測定物質	測定数	うち指針値を超えた数
ホルムアルデヒド	9	0
トルエン	9	0

7 水道法・自家用水道条例に基づく水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水を確保するため、「水道法」、「自家用水道条例」に基づき専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の確認及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 水道法第33条、第39条・自家用水道条例第4条、第9条 〉

水道施設に対する確認及び監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	確認	廃止	監視指導
専用水道	75	4	1	18
簡易専用水道				11
自家用水道	4	0	0	0

8 遊泳用プールの届出・監視指導

遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき開設の届出の受理、監視指導を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市プール維持管理要綱第4条、第6条 〉

プールの監視指導件数

	施設数 (年度末現在)	届出	廃止	監視指導
遊泳用プール	50	10(9)	0	23

※()内は季節(夏季)プールの再掲

第 10 章 薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、保健衛生の向上を図ることを目的として薬局、薬局医薬品製造販売業、薬局医薬品製造業、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業(届出)及び再生医療等製品販売業の許可、監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 4 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 19 条、第 24 条、第 26 条、第 34 条、第 38 条、第 39 条、第 39 条の 3、第 40 条、第 40 条の 5、第 40 条の 7、第 69 条 〉

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく 許可・監視指導施設数

	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃止	監視件数
薬局	535	50	87	37	218
薬局医薬品製造販売業	18	0	2	2	4
薬局医薬品製造業	18	0	2	2	4
医薬品／店舗販売業	234	25	31	11	108
医薬品／卸売販売業	167	12	25	8	42
高度管理医療機器等販売業貸与業	403	48	34	21	223
高度管理医療機器等販売業	346	32	39	21	
高度管理医療機器等貸与業	4	0	0	0	
管理医療機器販売業貸与業	143	15		3	384
管理医療機器販売業	1,192	56		27	
管理医療機器貸与業	1	0		0	
再生医療等製品販売業	9	1	0	1	4

2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導

「毒物及び劇物取締法」に基づき、保健衛生上の見地から適正な流通の管理を目的とし、毒物劇物販売業（一般・農業用品目・特定品目）、業務上取扱者（届出等：メッキ業・金属熱処理業・運送業等）及び特定毒物研究者に対する登録、許可及び監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 : 毒物及び劇物取締法第4条、第6条の2、第10条、第17条、第22条 〉

毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導施設数

	施設数 (年度末現在)	新規	更新	廃止	監視件数
毒物劇物一般販売業	352	36	55	14	113
毒物劇物農業用品目販売業	27	0	11	1	11
毒物劇物特定品目販売業	14	0	2	0	3
毒物劇物業務上取扱者(届出)	8	0		0	0
特定毒物研究者	22	1		0	1

3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導

「温泉法」に基づき、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として温泉利用許可及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 温泉法第15条、第35条 〉

温泉法に基づく利用許可・監視指導施設数

施設数 (年度末現在)	許可数	新規		廃止		監視件数
		施設数	許可数	施設数	許可数	
11	52	1	1	1	1	11

4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の指定する家庭用品について定められた有害物質の含有量、溶出量又は発散量について基準を満たしていることを確認することを目的として家庭用品による健康被害の発生を未然に防止するため、試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第5条、第7条 〉

家庭用品試買検査実施状況

項目	ホルムアルデヒド		デイルドリン	アゾ化合物	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	塩化水素・硫酸	塩化ビニル	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	容器試験	ジベンゾ〔a,h〕アントラセン	ベンゾ〔a〕アントラセン	ベンゾ〔a〕ピレン	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	計
	生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの																
試験検査件数	45	13	54	2	35	35	35	3	6	6	12	12	8	0	0	0	6	272
基準違反件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	繊維製品〔60検体〕	45	13	54	2	27	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195
	化学製品〔20検体〕	0	0	0	0	8	8	8	3	6	6	12	12	8	0	0	0	6

5 健康食品の試買検査

昨今の健康ブームにより健康食品の人気が高まる一方、外国製健康食品の摂取による健康被害が発生している。

このような健康被害の発生を未然に防止するため、市内において医薬品成分を不適切に含有するものが流通していないかどうかを確認する目的で試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 55 条第 2 項、第 69 条 〉

健康食品試買検査実施状況

		検体数	検査項目	不適件数
検査対象	痩身用	10	フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、フェノールフタレイン、グリベンクラミド、オリスタット、ピサコジル、フルオキセチン	0
	強壯用	10	シルденаフィル、タダラフィル、バルденаフィル、ホンденаフィル、ヨヒンビン、ホモチオデナフィル、ヒドロキシホモシルденаフィル	0

6 薬物乱用防止啓発事業

薬物の乱用は、覚醒剤、大麻、MDMA(合成麻薬)や危険ドラッグなど乱用薬物の多様化が進んでおり、とりわけ青少年の間で薬物に対する警戒感や抵抗感が薄れるなど、社会問題となっている。このため、広く薬物乱用防止の啓発を図るため、薬物乱用防止啓発CMを作成し、市内映画館において告知CMとして上映している。また、県及び県が委嘱している薬物乱用防止指導員と連携し、7月19日に大宮駅構内にて、国等が実施する薬物乱用防止を訴える「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環とした街頭キャンペーンを実施する等、薬物乱用防止の啓発に努めている。

〈 根拠法令等 : 彩の国さいたま「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱 〉



【資料編】

各 区 別 統 計

1 人口動態総覧

(1) 出生の動向

表 1：出生の推移

	出生数(人)					出生率(人口千対)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6
埼玉県	57,470	55,765	56,077	54,447	53,069	8.1	7.8	7.8	7.6	7.4
さいたま市	10,860	10,397	10,735	10,549	10,520	8.7	8.3	8.6	8.4	8.3
西区	690	683	704	717	717	8.0	7.9	8.2	8.2	8.2
北区	1,418	1,298	1,247	1,221	1,219	9.8	8.9	8.7	8.5	8.4
大宮区	1,007	1,009	1,086	1,032	999	9.0	8.9	9.6	9.1	8.7
見沼区	1,169	1,136	1,159	1,146	1,080	7.3	7.1	7.3	7.2	6.8
中央区	948	870	925	905	857	9.8	8.9	9.5	9.3	8.7
桜区	761	705	741	680	668	8.0	7.4	7.9	7.3	7.2
浦和区	1,312	1,302	1,396	1,409	1,438	8.7	8.5	9.1	9.0	9.1
南区	1,830	1,708	1,740	1,759	1,738	10.3	9.6	9.8	9.8	9.6
緑区	1,060	1,055	1,073	1,038	1,162	9.1	9.0	9.1	8.7	9.6
岩槻区	665	631	664	642	642	6.0	5.7	6.1	5.8	5.8

図 1：出生数の推移

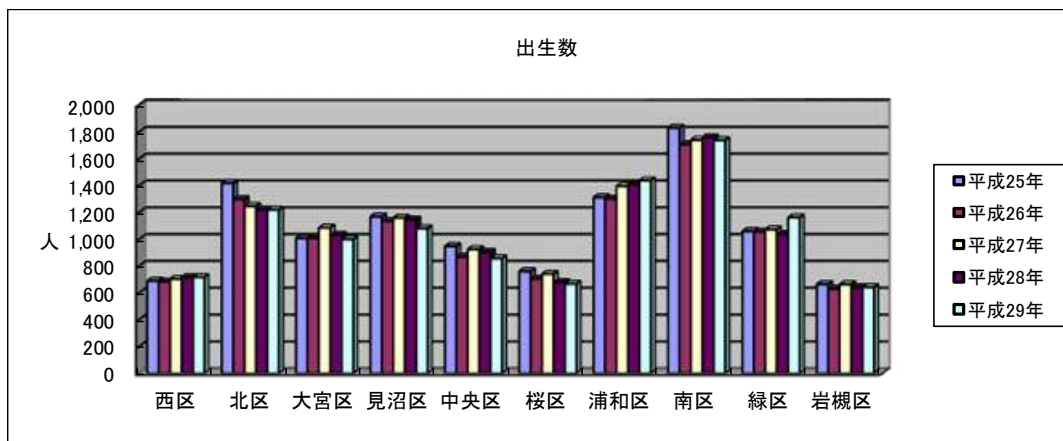
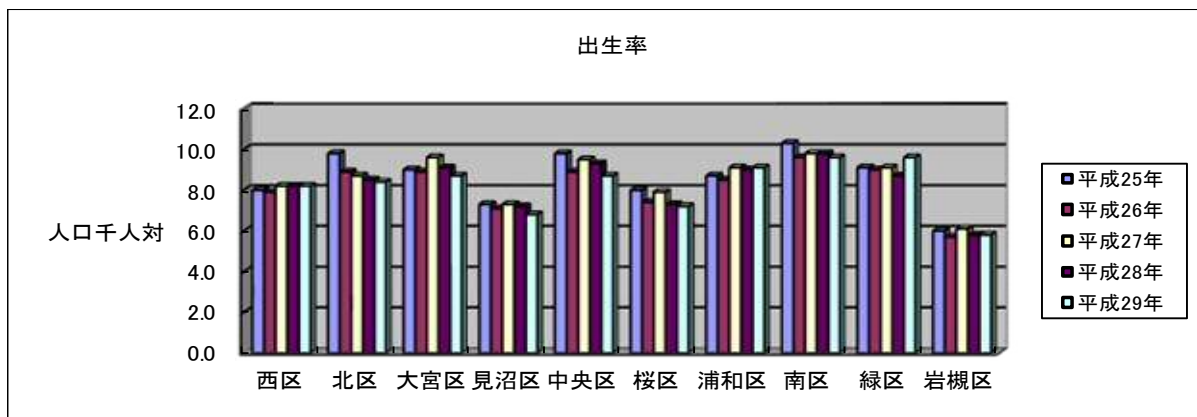


図 2：出生率の推移



(2) 死亡の動向

表 2 : 死亡の推移

	死亡数(人)					死亡率(人口千対)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	1,268,436	1,273,004	1,290,444	1,307,748	1,340,397	10.1	10.1	10.3	10.5	10.8
埼玉県	60,264	61,269	62,565	63,466	65,764	8.4	8.6	8.7	8.9	9.2
さいたま市	9,510	9,578	9,875	10,177	10,451	7.6	7.6	7.9	8.1	8.2
西区	751	751	762	800	815	8.7	8.7	8.8	9.2	9.3
北区	999	1,032	1,032	1,132	1,148	6.9	7.1	7.2	7.9	7.9
大宮区	1,007	930	951	995	1,050	9.0	8.2	8.4	8.8	9.2
見沼区	1,256	1,317	1,327	1,401	1,485	7.8	8.2	8.4	8.8	9.3
中央区	730	754	762	721	782	7.5	7.7	7.8	7.4	8.0
桜区	619	703	679	726	758	6.5	7.4	7.3	7.8	8.1
浦和区	1,142	1,051	1,109	1,184	1,124	7.6	6.9	7.2	7.6	7.1
南区	1,105	1,179	1,230	1,228	1,184	6.2	6.6	6.9	6.8	6.5
緑区	851	849	901	866	908	7.3	7.2	7.6	7.3	7.5
岩槻区	1,050	1,012	1,122	1,124	1,197	9.4	9.1	10.2	10.2	10.9

図 3 : 死亡数の推移

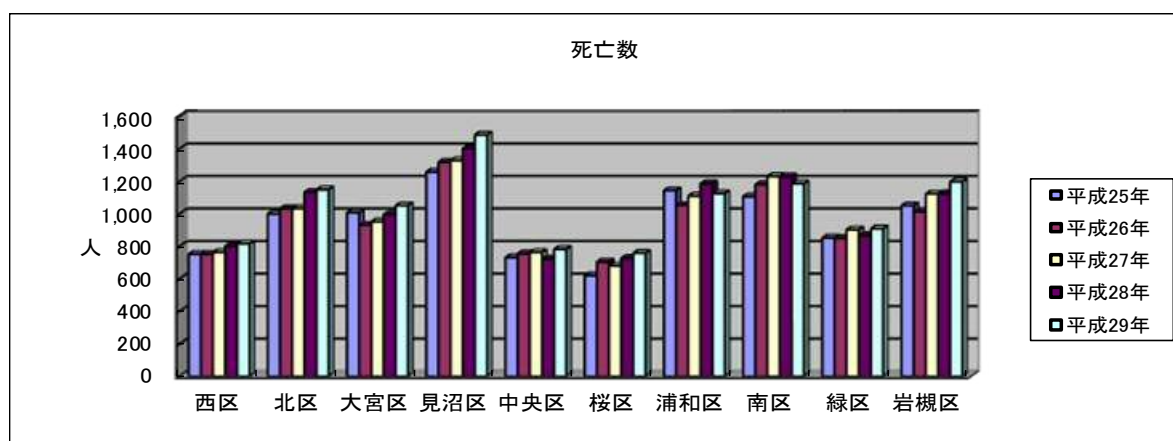


図 4 : 死亡率の推移

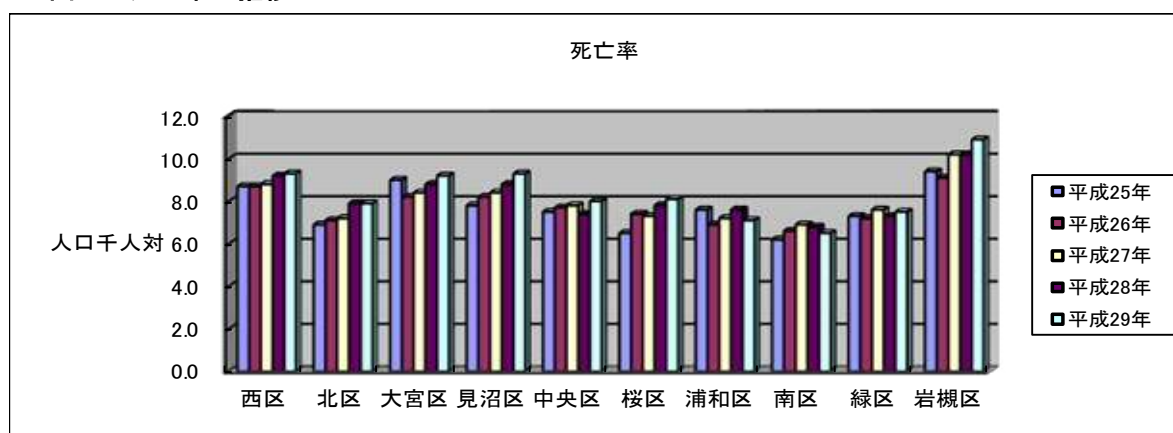


図5：主な死因と他の死因による死亡数の推移（さいたま市）

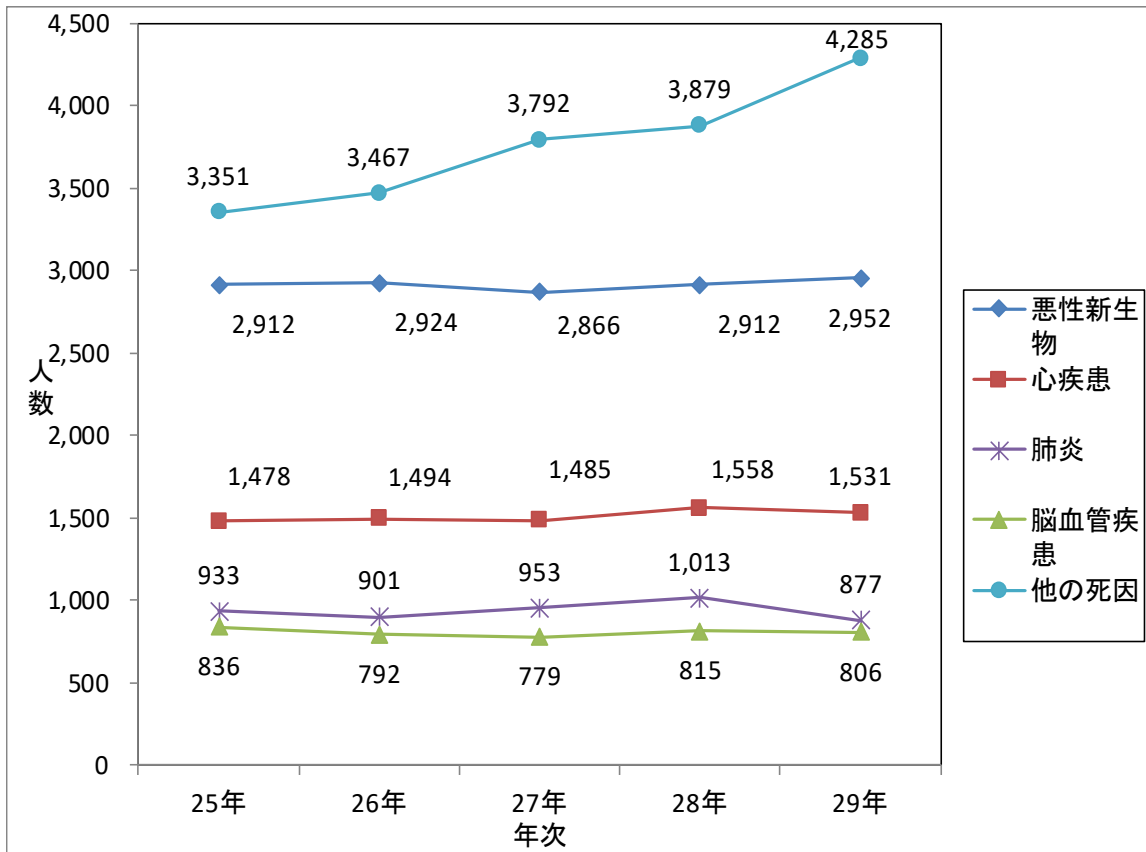


表3：さいたま市 悪性新生物の人口10万対死亡率の推移（主要部位別）

	悪性新生物	再掲									
		食道	胃	結腸	直腸S状結腸移行部	肝及び肝内胆管	胆のう及び他の胆道	膵	気管、気管支及び肺	乳房	子宮
平成25年	234.3	8.2	29.6	19.9	10.3	14.3	12.4	19.1	49.3	10.1	9.5
平成26年	232.1	9.0	31.3	19.3	9.2	13.3	12.8	21.2	45.6	10.3	11.3
平成27年	229.3	7.7	30.2	20.4	8.7	15.2	9.4	20.0	45.4	8.6	8.9
平成28年	228.4	9.6	23.9	21.6	8.8	13.7	9.8	21.3	46.2	11.1	6.5
平成29年	229.5	8.2	27.4	20.1	7.9	17.2	9.5	21.2	44.9	10.4	10.8

表4：死亡順位10位までの人口10万対死亡率の推移（主要死因別）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
全国	29 悪性新生物 299.5	心疾患 (高血圧性を除く) 164.3	脳血管疾患 88.2	老 衰 81.3	肺 炎 77.7	不慮の事故 32.4	誤嚥性肺炎 28.7	腎不全 20.2	自 殺 16.4	血管性及び詳細不明の認知症 15.7
	28 悪性新生物 298.3	心疾患 (高血圧性を除く) 158.4	肺 炎 95.4	脳血管疾患 87.4	老 衰 74.2	不慮の事故 30.6	腎不全 19.7	自 殺 16.8	大動脈瘤及び解離 14.5	肝疾患 12.6
	27 悪性新生物 295.5	心疾患 (高血圧性を除く) 156.5	肺 炎 96.5	脳血管疾患 89.4	老 衰 67.7	不慮の事故 30.6	腎不全 19.6	自 殺 18.5	大動脈瘤及び解離 13.5	慢性閉塞性肺疾患 12.6
埼玉県	29 悪性新生物 267.4	心疾患 (高血圧性を除く) 146.9	肺 炎 76.0	脳血管疾患 69.6	老 衰 54.1	不慮の事故 20.4	誤嚥性肺炎 19.2	腎不全 16.8	自 殺 16.4	間質性肺疾患 14.3
	28 悪性新生物 267.1	心疾患 (高血圧性を除く) 139.9	肺 炎 91.3	脳血管疾患 72.0	老 衰 49.0	不慮の事故 20.3	自 殺 16.7	腎不全 15.8	大動脈瘤及び解離 11.7	肝疾患 10.9
	27 悪性新生物 262.9	心疾患 (高血圧性を除く) 141.4	肺 炎 89.2	脳血管疾患 71.8	老 衰 46.0	不慮の事故 19.6	自 殺 18.0	腎不全 15.9	肝疾患 10.9	大動脈瘤及び解離 10.1
さいたま市	29 悪性新生物 232.8	心疾患 (高血圧性を除く) 120.7	肺 炎 69.2	脳血管疾患 63.6	老 衰 60.4	誤嚥性肺炎 18.1	不慮の事故 18.1	腎不全 15.9	自 殺 13.9	大動脈瘤及び解離 11.8
	28 悪性新生物 231.3	心疾患 (高血圧性を除く) 123.7	肺 炎 80.5	脳血管疾患 64.7	老 衰 51.5	不慮の事故 20.3	自 殺 16.7	腎不全 15.8	肝疾患 11.6	大動脈瘤及び解離 11.1
	27 悪性新生物 229.4	心疾患 (高血圧性を除く) 118.9	肺 炎 76.3	脳血管疾患 62.3	老 衰 54.3	不慮の事故 19.1	自 殺 16.4	腎不全 14.1	肝疾患 10.4	慢性閉塞性肺疾患 8.6
西区	29 悪性新生物 267.2	心疾患 (高血圧性を除く) 135.9	肺 炎 78.8	脳血管疾患 77.7	老 衰 52.5	不慮の事故 22.8	自 殺 19.4	誤嚥性肺炎 16.0	間質性肺疾患 16.0	腎不全 14.8
	28 悪性新生物 295.4	心疾患 (高血圧性を除く) 127.6	肺 炎 108.0	脳血管疾患 57.5	老 衰 52.9	不慮の事故 18.4	大動脈瘤及び解離 14.9	自 殺 14.9	肝疾患 13.8	腎不全 13.8
	27 悪性新生物 262.4	心疾患 (高血圧性を除く) 134.7	肺 炎 83.6	老 衰 61.5	脳血管疾患 53.4	肝疾患 20.9	自 殺 19.7	腎不全 18.6	不慮の事故 17.4	糖尿病 15.1
北区	29 悪性新生物 230.4	心疾患 (高血圧性を除く) 117.6	老 衰 74.0	脳血管疾患 58.8	肺 炎 58.1	誤嚥性肺炎 18.7	腎不全 15.9	不慮の事故 15.9	自 殺 12.5	血管性及び詳細不明の認知症 9.7
	28 悪性新生物 223.3	心疾患 (高血圧性を除く) 133.2	肺 炎 72.8	脳血管疾患 72.1	老 衰 38.1	不慮の事故 19.4	自 殺 18.7	肝疾患 15.3	腎不全 15.3	大動脈瘤及び解離 13.2
	27 悪性新生物 212.7	心疾患 (高血圧性を除く) 109.5	肺 炎 65.6	脳血管疾患 53.7	老 衰 46.7	自 殺 17.4	腎不全 14.6	慢性閉塞性肺疾患 13.3	不慮の事故 11.9	肝疾患 10.5
大宮区	29 悪性新生物 228.0	心疾患 (高血圧性を除く) 127.0	老 衰 95.5	肺 炎 92.0	脳血管疾患 82.3	腎不全 19.3	誤嚥性肺炎 17.5	大動脈瘤及び解離 15.8	肝疾患 15.8	不慮の事故 14.9
	28 悪性新生物 208.5	心疾患 (高血圧性を除く) 134.3	肺 炎 106.0	老 衰 64.5	脳血管疾患 52.1	自 殺 23.0	腎不全 20.3	不慮の事故 19.4	肝疾患 15.0	その他の新生物 14.1
	27 悪性新生物 235.2	心疾患 (高血圧性を除く) 125.1	肺 炎 87.0	脳血管疾患 63.9	老 衰 59.5	不慮の事故 24.0	腎不全 22.2	自 殺 14.2	肝疾患 9.8	敗血症 8.9
見沼区	29 悪性新生物 253.9	心疾患 (高血圧性を除く) 133.8	肺 炎 87.3	脳血管疾患 73.5	老 衰 61.6	腎不全 22.6	不慮の事故 16.3	誤嚥性肺炎 15.1	糖尿病 13.8	肝疾患 13.8
	28 悪性新生物 268.7	心疾患 (高血圧性を除く) 129.6	肺 炎 89.3	脳血管疾患 64.8	老 衰 49.7	不慮の事故 23.3	大動脈瘤及び解離 14.5	肝疾患 14.5	敗血症 13.8	血管性及び詳細不明の認知症 13.2
	27 悪性新生物 229.0	心疾患 (高血圧性を除く) 119.3	肺 炎 92.1	脳血管疾患 73.8	老 衰 61.8	不慮の事故 22.1	自 殺 16.4	腎不全 13.3	慢性閉塞性肺疾患 8.8	敗血症 8.2
中央区	29 悪性新生物 227.3	心疾患 (高血圧性を除く) 126.4	肺 炎 64.2	老 衰 61.1	脳血管疾患 57.1	脳血管疾患 32.6	誤嚥性肺炎 23.4	アルツハイマー病 14.3	血管性及び詳細不明の認知症 12.2	慢性閉塞性肺疾患 12.2
	28 悪性新生物 205.5	心疾患 (高血圧性を除く) 112.5	脳血管疾患 66.4	肺 炎 63.4	老 衰 45.0	自 殺 19.4	不慮の事故 18.4	アルツハイマー病 17.4	大動脈瘤及び解離 12.3	腎不全 10.2
	27 悪性新生物 220.5	心疾患 (高血圧性を除く) 116.9	肺 炎 82.0	脳血管疾患 66.7	老 衰 53.3	自 殺 21.5	不慮の事故 14.4	肝疾患 10.3	アルツハイマー病 9.2	大動脈瘤及び解離 9.2
桜区	29 悪性新生物 222.7	心疾患 (高血圧性を除く) 128.5	肺 炎 67.5	脳血管疾患 60.0	老 衰 47.1	不慮の事故 21.4	自 殺 17.1	その他の新生物<腫瘍> 15.0	腎不全 15.0	肝疾患 12.8
	28 悪性新生物 227.5	心疾患 (高血圧性を除く) 101.5	脳血管疾患 73.7	肺 炎 68.4	老 衰 40.6	不慮の事故 24.6	自 殺 16.0	腎不全 15.0	肝疾患 13.9	敗血症 11.8
	27 悪性新生物 207.6	心疾患 (高血圧性を除く) 108.1	肺 炎 68.5	脳血管疾患 66.4	老 衰 26.8	自 殺 21.4	不慮の事故 18.2	慢性閉塞性肺疾患 10.7	腎不全 10.7	その他の新生物 9.6
浦和区	29 悪性新生物 204.0	心疾患 (高血圧性を除く) 102.3	肺 炎 55.9	老 衰 55.3	脳血管疾患 53.4	不慮の事故 19.1	誤嚥性肺炎 18.4	腎不全 12.7	その他の新生物<腫瘍> 11.4	アルツハイマー病 11.4
	28 悪性新生物 204.1	心疾患 (高血圧性を除く) 109.8	肺 炎 77.0	脳血管疾患 57.8	老 衰 53.9	不慮の事故 18.6	自 殺 16.7	腎不全 14.8	敗血症 9.6	血管性及び詳細不明の認知症 8.3
	27 悪性新生物 215.1	心疾患 (高血圧性を除く) 110.8	肺 炎 65.8	脳血管疾患 48.9	老 衰 48.2	不慮の事故 19.6	自 殺 9.8	その他の新生物 9.1	糖尿病 9.1	腎不全 9.1
南区	29 悪性新生物 206.1	心疾患 (高血圧性を除く) 98.4	脳血管疾患 48.4	肺 炎 44.5	老 衰 37.4	誤嚥性肺炎 16.5	不慮の事故 16.5	自 殺 14.3	腎不全 13.2	肝疾患 12.6
	28 悪性新生物 207.5	心疾患 (高血圧性を除く) 109.9	肺 炎 69.7	脳血管疾患 53.5	老 衰 43.0	不慮の事故 19.5	自 殺 14.5	大動脈瘤及び解離 12.3	その他の新生物 11.2	肝疾患 10.0
	27 悪性新生物 207.5	心疾患 (高血圧性を除く) 109.9	肺 炎 69.7	脳血管疾患 53.5	老 衰 43.0	不慮の事故 19.5	自 殺 14.5	大動脈瘤及び解離 12.3	その他の新生物 11.2	肝疾患 10.0
緑区	29 悪性新生物 208.0	心疾患 (高血圧性を除く) 114.3	肺 炎 64.1	脳血管疾患 60.0	老 衰 53.4	誤嚥性肺炎 21.4	血管性及び詳細不明の認知症 15.6	腎不全 15.6	自 殺 15.6	大動脈瘤及び解離 12.3
	28 悪性新生物 197.7	心疾患 (高血圧性を除く) 104.7	肺 炎 70.4	脳血管疾患 69.5	老 衰 65.3	自 殺 20.9	腎不全 20.1	不慮の事故 18.4	肝疾患 10.9	大動脈瘤及び解離 10.1
	27 悪性新生物 219.8	心疾患 (高血圧性を除く) 106.1	肺 炎 70.4	老 衰 61.1	脳血管疾患 56.0	不慮の事故 20.4	自 殺 17.0	腎不全 13.3	慢性閉塞性肺疾患 11.9	敗血症 10.2
岩槻区	29 悪性新生物 311.3	心疾患 (高血圧性を除く) 146.1	肺 炎 97.1	脳血管疾患 77.1	老 衰 74.4	誤嚥性肺炎 25.4	間質性肺疾患 24.5	腎不全 22.2	大動脈瘤及び解離 20.9	アルツハイマー病 20.0
	28 悪性新生物 300.3	心疾患 (高血圧性を除く) 181.1	肺 炎 88.3	脳血管疾患 87.4	老 衰 67.3	腎不全 30.0	不慮の事故 22.8	敗血症 14.6	糖尿病 10.9	自 殺 10.9
	27 悪性新生物 290.3	心疾患 (高血圧性を除く) 170.7	肺 炎 97.7	脳血管疾患 88.5	老 衰 86.7	不慮の事故 26.5	腎不全 21.9	自 殺 15.5	肝疾患 12.8	アルツハイマー病 10.0

(3) 乳児死亡の動向

表 5 : 乳児死亡の推移

	乳児死亡数(人)					乳児死亡率(出生千対)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	2,185	2,080	1,916	1,928	1,761	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9
埼玉県	114	118	111	118	94	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8
さいたま市	16	17	22	30	13	1.5	1.6	2.0	2.8	1.2
西区	-	2	-	1	1	-	2.9	-	1.4	1.4
北区	-	1	4	5	-	-	0.8	3.2	4.1	-
大宮区	2	-	-	6	3	2.0	-	-	5.8	3.0
見沼区	1	1	2	4	4	0.9	0.9	1.7	3.5	3.7
中央区	2	2	2	2	-	2.1	2.3	2.2	2.2	-
桜区	-	1	1	3	1	-	1.4	1.3	4.4	1.5
浦和区	5	2	7	3	-	3.8	1.5	5.0	2.1	-
南区	2	4	2	2	1	1.1	2.3	1.1	1.1	0.6
緑区	3	3	2	3	2	2.8	2.8	1.9	2.9	1.7
岩槻区	1	1	2	1	1	1.5	1.6	3.0	1.6	1.6

図 6 : 乳児死亡数の推移

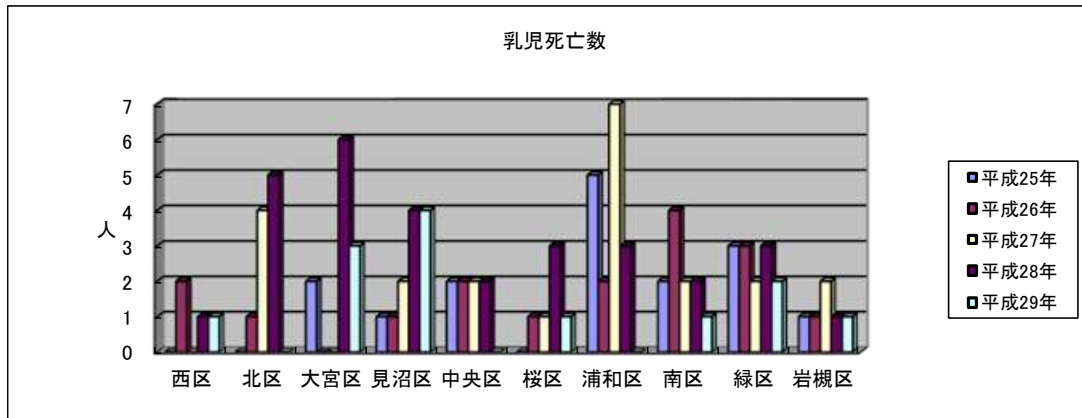
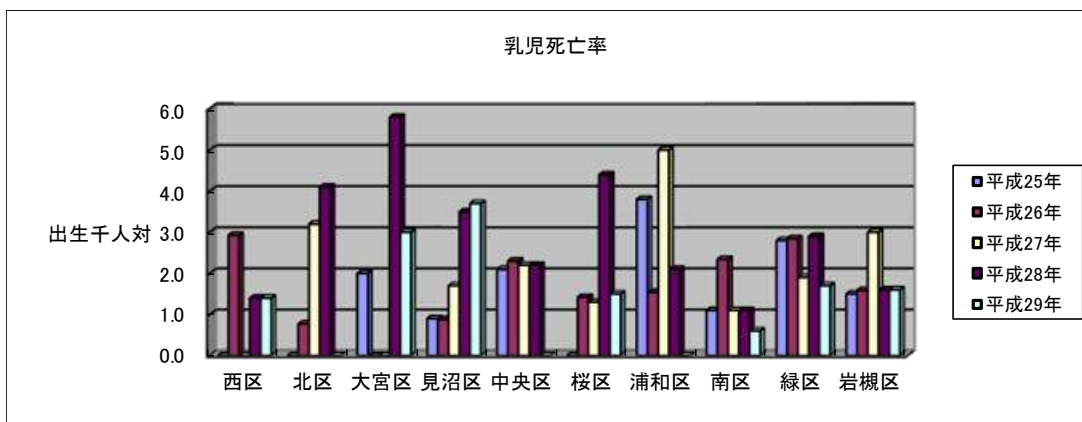


図 7 : 乳児死亡率の推移



・ 乳児死亡…生後1年未満の死亡

(4) 新生児死亡の動向

表 6 : 新生児死亡の推移

	新生児死亡数(人)					新生児死亡率(出生千対)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	1,026	952	902	874	832	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9
埼玉県	50	54	48	52	36	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7
さいたま市	6	9	8	17	5	0.6	0.9	0.7	1.6	0.5
西区	-	1	-	1	-	-	1.5	-	1.4	-
北区	-	1	2	3	-	-	0.8	1.6	2.5	-
大宮区	-	-	-	2	1	-	-	-	1.9	1.0
見沼区	-	-	1	3	2	-	-	0.9	2.6	1.9
中央区	1	2	-	2	-	1.1	2.3	-	2.2	-
桜区	-	-	-	2	1	-	-	-	2.9	1.5
浦和区	3	1	4	1	-	2.3	0.8	2.9	0.7	-
南区	1	2	1	1	-	0.5	1.2	0.6	0.6	-
緑区	1	1	-	1	1	0.9	0.9	-	1.0	0.9
岩槻区	-	1	-	1	-	-	1.6	-	1.6	-

図 8 : 新生児死亡数の推移

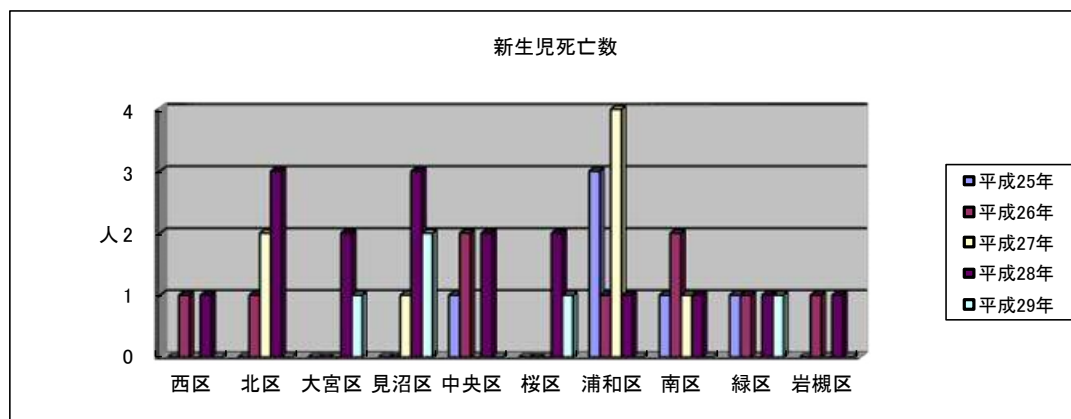
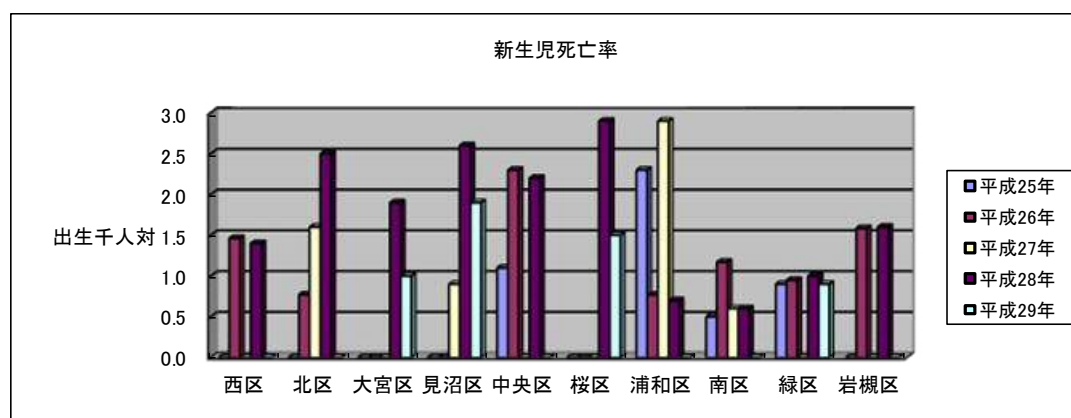


図 9 : 新生児死亡率の推移



・新生児死亡…生後4週(28日)未満の死亡

(5) 死産の動向

表 7 : 死産の推移

	死産数(胎)					死産率(出産千対)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	24,102	23,524	22,617	20,934	20,358	22.9	22.9	22.0	21.0	21.1
埼玉県	1,401	1,382	1,350	1,181	1,213	23.8	24.2	23.5	21.2	22.3
さいたま市	234	225	231	216	219	21.1	21.2	21.1	20.1	20.4
西区	15	18	16	15	11	21.3	25.7	22.2	20.5	15.1
北区	28	27	27	27	24	19.4	20.4	21.2	21.6	19.3
大宮区	19	21	21	23	21	18.5	20.4	19.0	21.8	20.6
見沼区	29	27	25	23	22	24.2	23.2	21.1	19.7	20.0
中央区	20	19	24	17	12	20.7	21.4	25.3	18.4	13.8
桜区	14	22	23	12	21	18.1	30.3	30.1	17.3	30.5
浦和区	22	20	30	26	35	16.5	15.1	21.0	18.1	23.8
南区	40	35	28	32	37	21.4	20.1	15.8	17.9	20.8
緑区	27	20	20	23	22	24.8	18.6	18.3	21.7	18.6
岩槻区	20	16	17	18	14	29.2	24.7	25.0	27.3	21.3

図 10 : 死産数の推移

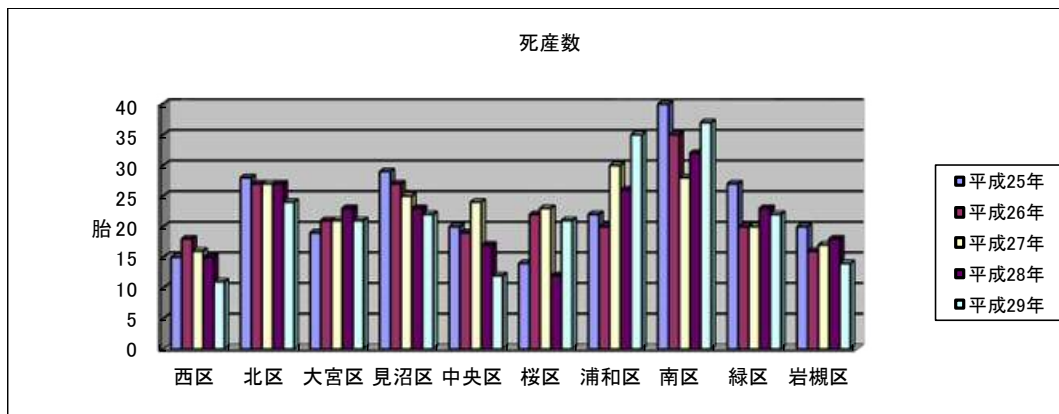
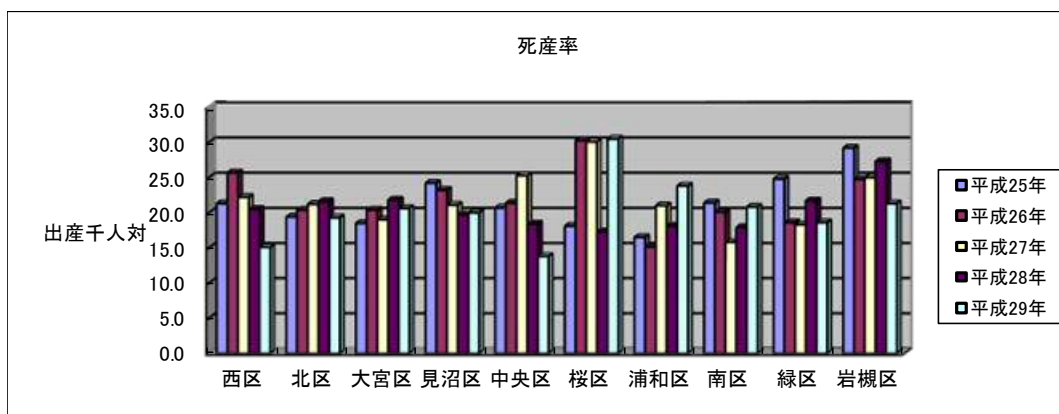


図 11 : 死産率の推移



・死産…妊娠満12週以後の死児の出産

(6) 周産期死亡の動向

表 8 : 周産期死亡の推移

	周産期死亡数(人、胎)					周産期死亡率(出産千対)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	3,862	3,750	3,728	3,516	3,308	3.7	3.7	3.7	3.6	3.5
埼玉県	216	221	208	185	178	3.7	4.0	3.7	3.4	3.3
さいたま市	28	37	33	45	36	2.6	3.5	3.1	4.3	3.4
西区	1	6	1	2	2	1.4	8.7	1.4	2.8	2.8
北区	-	6	4	6	4	-	4.6	3.2	4.9	3.3
大宮区	-	1	3	5	2	-	1.0	2.8	4.8	2.0
見沼区	7	3	3	8	4	6.0	2.6	2.6	7.0	3.7
中央区	1	6	6	4	4	1.1	6.9	6.4	4.4	4.6
桜区	1	3	1	2	4	1.3	4.2	1.3	2.9	6.0
浦和区	7	3	8	4	5	5.3	2.3	5.7	2.8	3.5
南区	5	5	4	8	5	2.7	2.9	2.3	4.5	2.9
緑区	5	2	1	3	3	4.7	1.9	0.9	2.9	2.6
岩槻区	1	2	2	3	3	1.5	3.2	3.0	4.7	4.7

図 1 2 : 周産期死亡数の推移

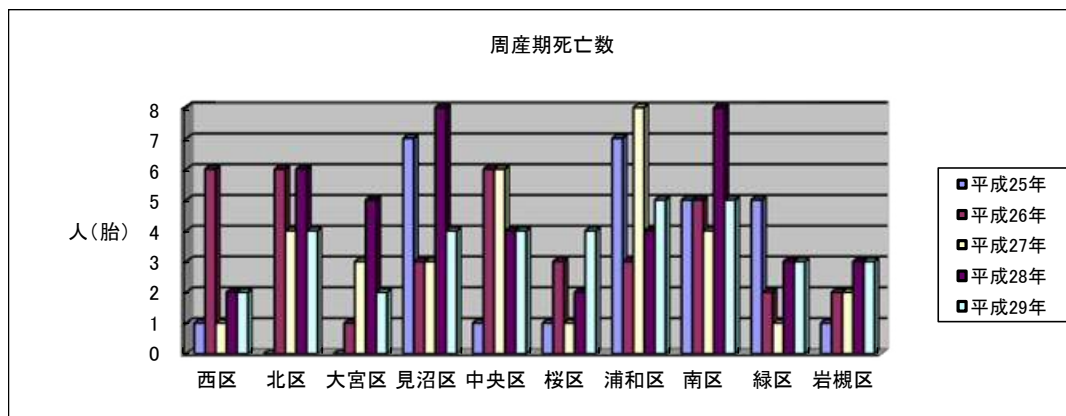
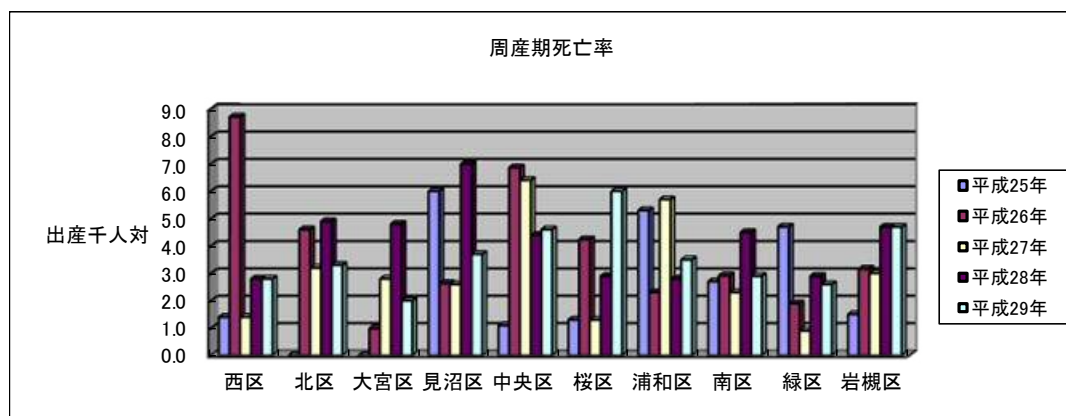


図 1 3 : 周産期死亡率の推移



・周産期死亡…妊娠満 22 週以後の死産に生後 1 週未満の死亡を加えたもの

(7) 婚姻の動向

表 9 : 婚姻の推移

	婚姻数(件)					婚姻率(人口千対)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	660,613	643,749	635,156	620,531	606,866	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9
埼玉県	36,279	35,218	34,757	34,199	33,728	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7
さいたま市	6,827	6,639	6,692	6,682	6,804	5.5	5.3	5.4	5.3	5.4
西区	412	402	437	439	448	4.8	4.7	5.1	5.0	5.1
北区	823	783	796	790	806	5.7	5.4	5.6	5.5	5.6
大宮区	745	726	669	741	736	6.6	6.4	5.9	6.5	6.4
見沼区	725	699	696	694	654	4.5	4.4	4.4	4.4	4.1
中央区	578	606	574	579	581	6.0	6.2	5.9	5.9	5.9
桜区	512	518	501	506	521	5.4	5.4	5.4	5.4	5.6
浦和区	811	822	864	805	844	5.4	5.4	5.6	5.2	5.4
南区	1,193	1,119	1,172	1,136	1,190	6.7	6.3	6.6	6.3	6.5
緑区	624	577	528	561	615	5.4	4.9	4.5	4.7	5.1
岩槻区	404	387	455	431	409	3.6	3.5	4.2	3.9	3.7

(8) 離婚の動向

表 10 : 離婚の推移

	離婚数(件)					離婚率(人口千対)				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	231,383	222,107	226,215	216,798	212,262	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70
埼玉県	13,138	12,484	12,667	12,481	12,161	1.84	1.75	1.77	1.74	1.70
さいたま市	2,060	2,030	2,038	1,965	1,971	1.65	1.61	1.63	1.56	1.55
西区	142	168	150	133	152	1.65	1.94	1.74	1.53	1.74
北区	246	234	220	221	221	1.70	1.61	1.53	1.53	1.53
大宮区	173	176	172	188	194	1.54	1.54	1.53	1.66	1.70
見沼区	286	278	279	285	246	1.79	1.73	1.76	1.79	1.55
中央区	120	129	156	141	123	1.24	1.31	1.60	1.44	1.25
桜区	193	190	186	156	165	2.02	1.99	1.99	1.67	1.77
浦和区	194	192	201	202	186	1.29	1.26	1.31	1.30	1.18
南区	307	285	285	250	286	1.73	1.59	1.61	1.39	1.57
緑区	184	202	216	185	205	1.58	1.72	1.83	1.55	1.69
岩槻区	215	176	173	204	193	1.93	1.58	1.58	1.86	1.75

資料：「人口動態統計（確定数）」（厚生労働省）
「埼玉県保健統計年報」（埼玉県保健医療政策課）
「さいたま市保健統計」（さいたま市保健所保健総務課）

* 資料編の比率算出に用いた人口は下記のとおりである。

	国勢調査年（平成 27 年）	通常年
全国	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10月1日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
埼玉県	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10月1日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
さいたま市	「住民基本台帳登録による 10月1日現在人口（日本人人口）」 （さいたま市：保健所保健総務課） 【表3のみ】「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」 （総務省統計局）	<u>平成 28 年以降</u> 「住民基本台帳登録による 10月1日現在人口（日本人人口）」 （さいたま市：保健所保健総務課） <u>平成 26 年以前</u> 「10月1日現在人口（総人口）」 （さいたま市：情報政策部） 【表3のみ】「人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）」による大都市男女別人口（総人口）

2 食品衛生法による許可を要する施設数のうち飲食店の各区施設数

表 1 1

業種 飲食店		(年度末現在) 施設数	新規	更新	業種 飲食店		(年度末現在) 施設数	新規	更新
総数	一般食堂・レストラン	1,799	110	197	総数	旅館	43	0	8
内訳	西区	71	3	8	内訳	西区	0	0	0
	北区	179	12	19		北区	6	0	0
	大宮区	382	33	43		大宮区	18	0	6
	見沼区	167	10	18		見沼区	0	0	0
	中央区	158	10	17		中央区	2	0	0
	桜区	107	9	8		桜区	1	0	1
	浦和区	279	12	28		浦和区	3	0	0
	南区	160	6	20		南区	3	0	1
	緑区	130	8	20		緑区	1	0	0
	岩槻区	166	7	16		岩槻区	9	0	0
その他	0	0	0	その他	0	0	0		
総数	仕出し・弁当	242	12	28	総数	その他	7,494	722	533
内訳	西区	9	0	1	内訳	西区	252	16	22
	北区	35	1	8		北区	615	55	53
	大宮区	36	1	3		大宮区	1,868	178	117
	見沼区	42	1	3		見沼区	644	59	53
	中央区	18	2	0		中央区	440	39	37
	桜区	15	0	1		桜区	346	28	30
	浦和区	25	0	2		浦和区	1,202	105	75
	南区	21	2	3		南区	665	58	51
	緑区	11	3	0		緑区	417	36	39
	岩槻区	30	2	7		岩槻区	495	54	38
その他	0	0	0	その他	550	94	18		

3 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく施設数

表 1 2

施設数 (年度末現在)		理容所	美容所	クリーニング所	取次		
					一般	うち特定	取次
(総数)		797	1,896	841	241	13	600
内訳	西区	45	78	44	14	3	30
	北区	92	190	89	23	0	66
	大宮区	95	409	85	25	2	60
	見沼区	99	195	83	29	0	54
	中央区	71	153	66	17	0	49
	桜区	57	81	72	17	2	55
	浦和区	107	311	120	36	0	84
	南区	84	209	116	32	1	84
	緑区	46	120	78	18	1	60
	岩槻区	101	145	69	30	4	39
	その他(移動式)		5				
	無店舗(取次)			19			19



さいたま市

平成 30 年度
保健所・保健センター事業概要

発行 令和元年 9 月
編集 さいたま市保健所 保健総務課企画係
〒338-0013
さいたま市中央区鈴谷 7-5-12
TEL 048 (840) 2206 (直通)
FAX 048 (840) 2228

この保健所・保健センター事業概要は 180 部作成し、
1 部当たりの印刷経費は 367 円 (概算) です。